第３期玉名市

教育振興基本計画

キラリ かがやけ 玉名

笑顔を育む

玉名の教育プラン

令和２年度 ▶▶ 令和６年度

令和２年３月

玉名市教育委員会

はじめに

我が国では、人口減少社会が到来し、少子高齢化、高度情報化とグローバル化の進展、経済・雇用状況の変化などにより、社会の変化を正確に予測することが難しくなっています。また、教育においては、教育上の課題の多様化・複雑化、地域や家庭の教育力の低下等課題も多く、学習指導要領の改訂や学校における働き方改革など新しい課題への対応も求められています。

このような中、国では、平成 18 年に新しい時代の教育理念を明示する教育基本法が改正され、この法律に基づき、平成 20 年７月に第１期教育振興基本計画が策定されました。そして、平成 30 年６月には第３期教育振興基本計画が閣議決定され、第２期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の３つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、令和 12 年（2030 年）以降の社会の変化を見据えた教育施策のあり方を示しました。

本市におきましては、国の教育振興基本計画の内容を参酌し、玉名市教育振興基本計画を策定してきましたが、第２期玉名市教育振興基本計画の最終年度を迎え、社会情勢の変化に対応するとともに、これまでの計画の各施策の進捗状況や数値目標の達成状況を踏まえながら、ここに令和２年度からの５年間を計画期間とする第３期玉名市教育振興基本計画を策定しました。

この計画は、「生涯を通じて未来を拓く　地域と国際社会に貢献する　『かがやく』人づくり」を基本理念とし、この理念のもと今後５年間に取り組むべき施策を示しました。今後、地域、家庭、学校、企業や NPO 等と協力、連携しながら、「笑顔を育む　玉名の教育プラン」の着実な推進に努めてまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員会委員や市民の皆様に、心から深く感謝を申し上げます。

令和２年３月　　玉名市教育委員会

教育長　　池田　誠一

玉名市教育目標

人間尊重の精神を基盤とし、
伝統と文化を尊重しながら、
生涯にわたって自ら学ぶ意欲を持ち、
進んで地域及び国際社会に貢献でき、
個性豊かで心身ともに健康な
市民の育成に努める

玉名市教育方針

1　玉名市家庭教育憲章の実践
2　人間尊重の教育の推進
3　郷土を愛する心と国際意識の高揚
4　個性と創造力の育成
5　確かな学力と健全な心身の育成

目次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の趣旨 1

２　計画の位置付け 1

３　計画の期間 2

第２章　教育をめぐる現状と課題 3

１　教育をめぐる情勢 3

２　持続可能な社会の実現に向けて 7

３　玉名市の教育に関する現状 9

第３章　計画の基本構想 16

１　基本理念 16

２　取組の体系 18

第４章　基本目標 20

１　学校教育の充実を図り、子供たちの「生き抜く力」を養成する 20

２　自然、伝統、文化を尊重し、生涯学び、活躍できる環境を整備する 20

３　学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成する 21

４　教育政策推進のための基盤を整備する 21

第５章　具体的施策 22

基本目標１　学校教育の充実を図り、子供たちの「生き抜く力」を養成する

１　確かな学力を育成する

【１】　教育指導の充実 22

【２】　中学校区における幼・保等、小、中の連携強化 24

２　豊かな心と健やかな身体を育成する

【１】　道徳教育の充実 25

【２】　学校体育と学校保健の充実 26

【３】　食育の推進 26

【４】　基本的な生活習慣の定着 27

３　個に応じた指導や支援を推進する

【１】　特別支援教育の推進 28

【２】　いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と早期解消 29

４　社会の変化に対応した教育を推進する

【１】　小中一貫教育の推進 30

【２】　環境教育の推進 31

【３】　キャリア教育の推進 32

基本目標２　自然、伝統、文化を尊重し、生涯学び、活躍できる環境を整備する

１　生涯学習を充実する

【１】　生涯学習の機会や場の充実……33

【２】　公民館活動の充実……34

【３】　読書活動の推進……35

【４】　体験活動の充実……37

２　スポーツ活動を振興する

【１】　生涯スポーツ活動の推進……38

【２】　競技スポーツの組織強化と指導者育成……39

３　歴史や文化を生かした活動を推進する

【１】　文化財の保存・活用及び歴史・文化を生かした地域づくりの促進……40

【２】　文化・芸術活動の協働の推進……42

【３】　博物館の機能強化と利用促進……43

基本目標３　学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成する

１　学校・家庭・地域の教育力を向上する

【１】　地域とともにある学校づくりの推進……44

【２】　家庭の教育力の向上……45

【３】　地域の教育力の向上……46

【４】　青少年の非行防止と健全育成の推進……48

２　地域コミュニティを活性する

【１】　コミュニティ活動の充実……49

【２】　社会教育関係団体等の支援……50

基本目標４　教育政策推進のための基盤を整備する

１　新しい教育に向けた環境を整備する

【１】　教職員等の働き方改革の推進……51

【２】　魅力ある情報教育の推進……52

【３】　国際理解教育と外国語教育の推進……53

【４】　学校規模・配置適正化の推進……54

２　教育環境と教育施設を整備する

【１】　安心・安全な学校づくりの推進……55

【２】　コミュニティ活動拠点の整備……56

【３】　スポーツ施設の整備と利用促進……57

【４】　文化財保存・活用施設の整備……58

第６章　計画推進体制……59

１　計画の周知及び市民の意見等の把握……59

２　計画の評価・点検の実施……59

３　市民、関係団体、NPO、企業及び国・県等との協力・連携の推進……59

資料編……60

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市では「教育基本法」に基づき、教育の振興方針と施策の体系を示し、市全体での教育振興を図るため、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする、『第２期玉名市教育振興基本計画』（以下、「第２期基本計画」という。）を策定し、「生涯を通じて未来を拓く　地域と国際社会に貢献する人づくり」を基本理念として、取組を進めてきました。

このたび、計画の最終年度を迎え、国の『第３期教育振興基本計画』（平成 30 年度～令和４年度）の内容を踏まえるとともに、第２期基本計画の評価やこれまでの成果と課題、本市の教育を取り巻く情勢に基づいてその内容を見直し、新たに『第３期玉名市教育振興基本計画』（以下、「本計画」という。）として策定しました。

２　計画の位置付け

本計画は、長期的な展望に立って本市の教育が目指す方向や推進する施策を示したものであり、「教育基本法」第 17 条第２項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定しています。策定にあたっては、国の『第３期教育振興基本計画』や熊本県の「熊本県教育大綱」（平成 29 年３月）、その他国・県の関連計画を参酌するとともに、本市の市政運営の基本的な指針である『第２次玉名市総合計画』（平成 29 年３月）をはじめ、関連する計画との整合を図っています。

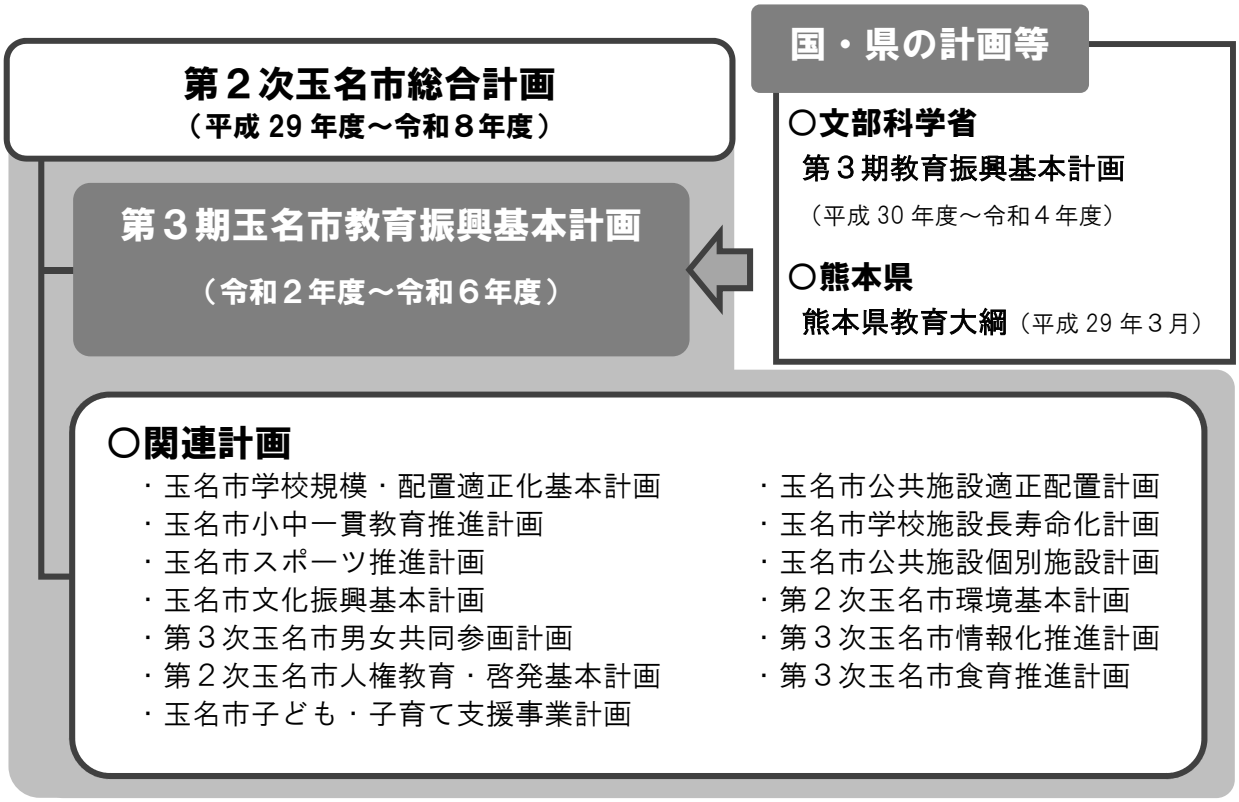

３　計画の期間

令和２年度から令和６年度までの５年間を、本計画の計画期間とします。

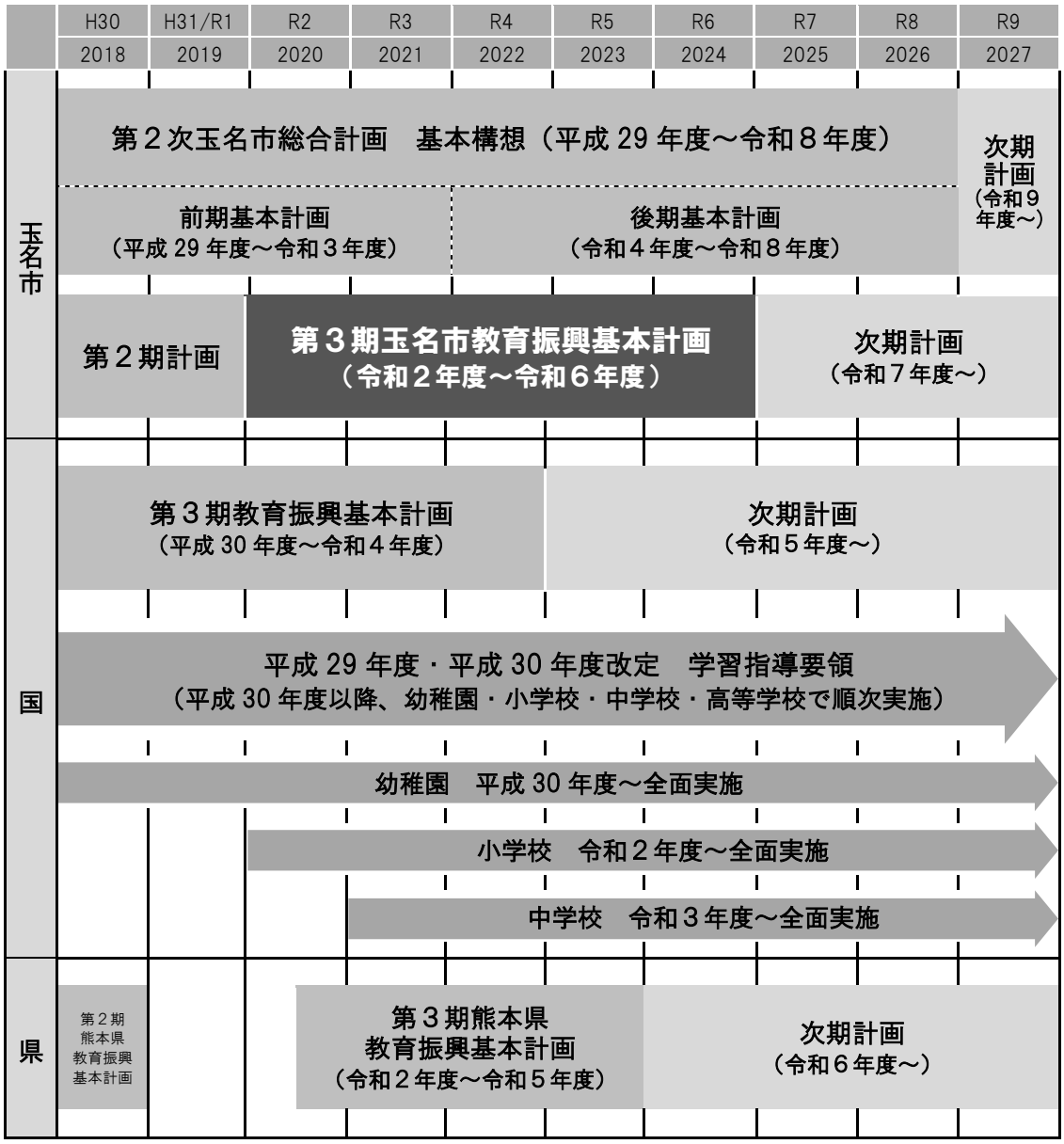

第２章　教育をめぐる現状と課題

１　教育をめぐる情勢

（１）社会情勢の変化

①少子高齢化と人口減少

我が国の人口は、平成 20 年度をピークとして減少に転じており、人口減少社会が到来しています。人口減少社会の中で、社会の活力を維持・発展させていくためには、個人の持てる力を最大限に伸ばし、発揮していくことが求められています。また、少子高齢化や都市化の進行に伴って、核家族世帯の増加や子供のいる世帯の割合の低下が進んでおり、教育分野における影響として、学校規模の縮小や学校の統廃合、家庭における子育てへの負担の増加、地域の教育力※ の低下などの問題が指摘されています。

本市においても、将来の少子化に対応した適切な教育環境の整備や、家庭における教育・子育ての支援、地域と連携した教育のさらなる充実が課題となっています。その対応として、安心して子供を産み育てることができる社会に向けて、地域で総力をあげて取り組み、子育てを地域や職場においてサポートできる体制をつくることが必要です。また、高齢化についても、高齢者の豊かな経験と知恵を生かした生涯学習※ やボランティア活動、まちづくり活動の推進や高齢者による介護サポートや子育て支援活動への参加など、多世代の交流と地域での連携による取組が求められます。

②高度情報化とグローバル化の進展

情報通信技術の飛躍的な進化などを背景として、経済や文化など社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化するグローバル化が急速に進展しており、経済をはじめ様々な分野で国際社会との相互連携、相互依存の関係が深まっています。今後、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現できる基礎的な力を育成する観点から、コミュニケーション能力をはじめ、グローバル社会での活躍を視野に入れた知識・能力を身に付けていくことが求められており、中でも外国語の習得や情報活用能力の育成が重要な課題となっています。

また、得た情報や学んだ知識・技能を関連づけて、新たな意味を見出し、問題発見・解決に向けて応用していく力を高め、社会における様々な場面で活用できるようにすることが重要です。他方、スマートフォンなどの普及に伴い、情報通信技術の活用は子供の生活にも深く浸透しており、情報モラル※ の確立や氾濫する情報の適切な活用に向けた取組も求められています。

③複雑で予測困難な社会の変化

21 世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会、いわゆる知識基盤社会であると言われています。社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、そうした変化はどのような職業や人生を選択するかに関わらず、すべての子供たちの生き方に影響するものとなっています。様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっています。

④経済・雇用状況の変化

終身雇用、年功序列を核とする日本型の雇用制度の揺らぎが指摘され、雇用形態の多様化などが進行する中にあって、子供たちが自身の生き方を主体的に選択し、その実現に向けて努力していく意欲・態度などを身に付けるためのキャリア教育※ の充実が課題となっています。

また、社会的・経済的格差の進行が指摘されており、日本の子供の７人に１人が貧困な環境に置かれていると言われる中、国や自治体などにおける子供の貧困対策の強化が図られています。今後、経済的な格差が進学の機会や学力の格差につながり、格差が世代を通じて固定化されることのないよう、すべての子供の学びを支援し、一人一人の能力を伸ばす教育をさらに充実させることが求められています。

⑤スポーツを取り巻く環境の変化

スポーツは、次代を担う青少年の健全育成はもとより、私たちの心身の健康保持・増進や生活上のストレスを軽減するほか、人と人や地域間の交流を促進し、人間関係が希薄化する地域社会の再生や活力の創出に大きく寄与するものです。

昨今、スポーツは「する」だけではなく、プロスポーツやレベルの高い競技大会を観戦する「みる」スポーツ、指導者などが「ささえる」スポーツというように、スポーツへの関わり方が多様化しています。市民の誰もが生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を実現するためには、体力や年齢、興味、目的に応じてスポーツに親しむことのできる環境の整備が必要です。

熊本県では、全国的にも稀な小学校での運動部活動が推進されてきましたが、平成 31 年４月からこれらが全て社会体育へ移行されました。これまで小学校が担ってきたスポーツ活動が地域に委ねられたことに伴い、子供たちのスポーツ離れが危惧されており、改めて子供たちにスポーツの楽しさを伝え関心を高めるとともに、地域におけるスポーツ活動の受け皿の整備・充実を図る必要があります。

⑥環境問題の深刻化

地球環境問題（地球温暖化問題、食料やエネルギー等の問題）が深刻化する状況の中、子供たちはもちろん、誰もが環境についての理解を深め、環境保全に主体的に行動する実践的な態度、自然に対する畏敬の念や命を大切にする心を育成させなければなりません。国際的な協調の下、物質的な豊かさや経済発展のみを追求するのではなく、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいく主体的な行動力の育成が求められています。

（２）子供を取り巻く環境の変化

①地域の状況の変化

少子化や社会環境の変化の中で、子供たちが学校外で一緒に遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少しています。このため、世代の異なる人たちと人間関係を築くことや社会の中で習慣や規範を身に付けることなど、従来なら自然に備わっていた社会性を身に付けることが難しくなっていると指摘されています。人々の価値観は、集団や地域より個人や家族を重視する傾向が強まっており、子ども会などの地域団体の組織率の低下も続き、地域の教育力の低下が問題になっています。

②家庭の状況の変化

地域社会の変化や世帯構造の変化に伴い、人々が家庭の中で高齢者とともに生活することが減少し、子育ての知識や経験、世代を超えた知恵の継承に支障が生じており、子供たちの基本的な生活習慣や学習習慣、社会性などの育成が課題となっています。また、子育てにおける保護者の孤立や家庭的背景による教育格差の問題もあります。家庭の役割を明確にするとともに、家庭の教育力を高めるための支援が課題となっています。

③教育上の課題の多様化・複雑化

いじめ、不登校※ 等への対応は、ますます重要な課題となっています。学校や教職員だけにその対応や解決を委ねるのではなく、多様な専門家や関係機関との連携の下、子供の権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、適切に対応できる体制整備が求められています。

障害のある子供が地域でともに学ぶインクルーシブ教育※ システムの構築の推進や、日本語指導が必要な子供の増加に対応した教育環境の整備、被虐待児への対応など課題は多様化・複雑化しており、保護者をはじめ学校や教職員を適切に支援できる体制づくりが急がれます。

（３）教育政策の動向

①学習指導要領の改訂

学習指導要領※、幼稚園教育要領が約 10 年ぶりに全面改訂されました。小、中学校では平成 30 年度から移行期間となり、小学校は令和２年度、中学校は令和３年度より全面実施となります。今回の改訂では、子供が主体的に学ぶことの意味を感じながら、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた力が様々な課題への対応に生かせることを実感できるような「主体的・対話的で深い学び」の導入と、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立が重要なテーマとなっています。また教育内容においては、小学校における外国語の教科化や道徳の教科化が図られており、こうした新しい課題に対応した取組が求められています。

②教員の勤務時間の適正化に対する取組

教育をめぐる社会情勢の変化に対応し、教育の充実を図る上で、教職員の資質の向上が不可欠の課題となる一方、教職員の多忙化が深刻な課題として注目されています。国においても、学校現場における業務改善のためのガイドラインの作成などの取組が進められていますが、多くの教員が、長時間労働に従事している実態とその継続化が報告されています。中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、教員が担うべき業務の明確化が進められており、部活動の地域移管などの取組も行われています。

全国的に教職員の勤務時間の適正化は重要な課題となっており、本市においても教育のさらなる充実に向け、中心的な担い手となる教員が、本来の力を発揮できる環境づくりが求められています。

③国・県の動向

国においては、平成 30 年６月に「第３期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画では、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」などの５つの今後の教育政策に関する基本的な方針を設定し、教育政策の目標とその進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、必要となる施策群を示しています。

また、熊本県においては、平成 29 年３月に「熊本県教育大綱」を策定し、「子供たちの『夢』を育む（熊本の人づくり）」と「『夢』を支える教育環境の整備」に向けて様々な取組を進めています。

２　持続可能な社会の実現に向けて

「誰一人取り残されない、持続可能で多様性と包括性のある社会」をつくるための 17 の目標と 169 のターゲットとして、SDGｓ（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）が 2015 年に国連で採択されました。貧困問題、気候変動、生物多様性やエネルギーなど、持続可能な社会をつくるために取り組むべきビジョンや課題が網羅されており、地域社会においても活用が求められています。

本計画では、SDGs の開発目標の一つである「質の高い教育」を受けることができる環境を提供することはもちろん、持続可能な地域づくりのために各開発目標に携わり、基本理念にもある「地域社会に貢献する『かがやく』人づくり」のための実践へとつなげます。

SDGｓの各開発目標について（参考）

開発目標	内容（原文より引用）
目標 1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標 6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 （経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
目標 9 （インフラ、産業化、イノベーション）	強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び技術革新の推進を図る。
目標 10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標 11 （持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標 12 （持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標 15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標 16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標 17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

３　玉名市の教育に関する現状

（１）人口（３区分）の推移

人口（３区分）の推移をみると、10 年間で年少人口（０～14 歳）は 1,126 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 5,660 人減少しており、年々減少がみられます。（平成 21 年と平成 30 年の比較　年少人口：12.0%減、生産年齢人口：13.8%減）一方、老年人口（65 歳以上）では増加傾向となっており少子高齢化がすすんでいる状況となっています。（平成 21 年と平成 30 年の比較　老年人口：12.6%増）

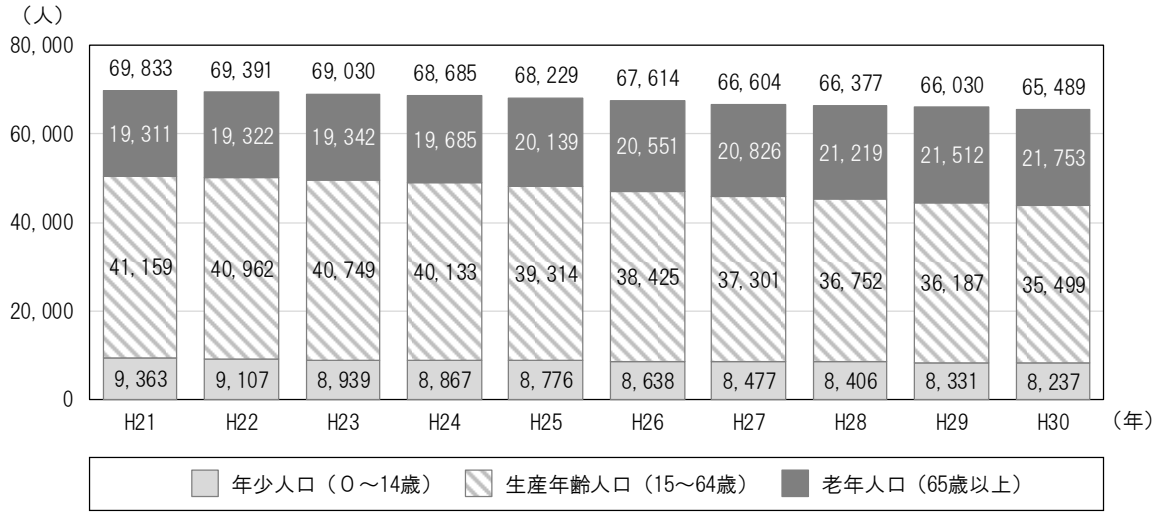

資料：住民基本台帳

（２）年齢別幼稚園児数の推移

年齢別幼稚園児数の推移をみると、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて大きな減少がみられます。その後、大きな増減はみられませんが、平成 30 年度では平成 27 年度と比較して、25 人減少（6.4%減）しています。

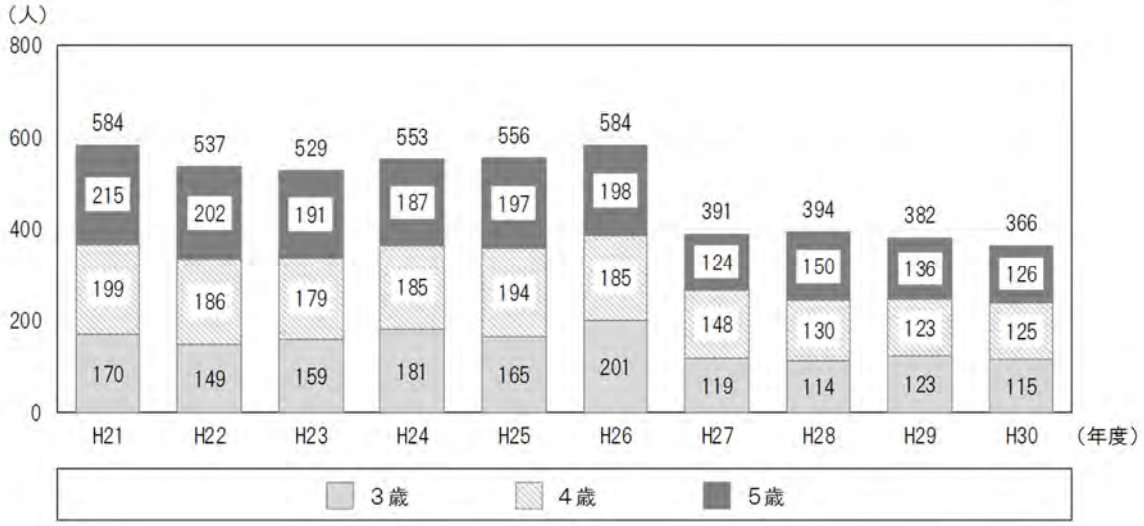

資料：学校基本調査

（３）学年別小学生数の推移

学年別小学生数の推移をみると、小学生数は平成 21 年度から平成 30 年度にかけて減少をしており、平成 30 年度では平成 21 年度より 505 人減少（12.9%減）しています。

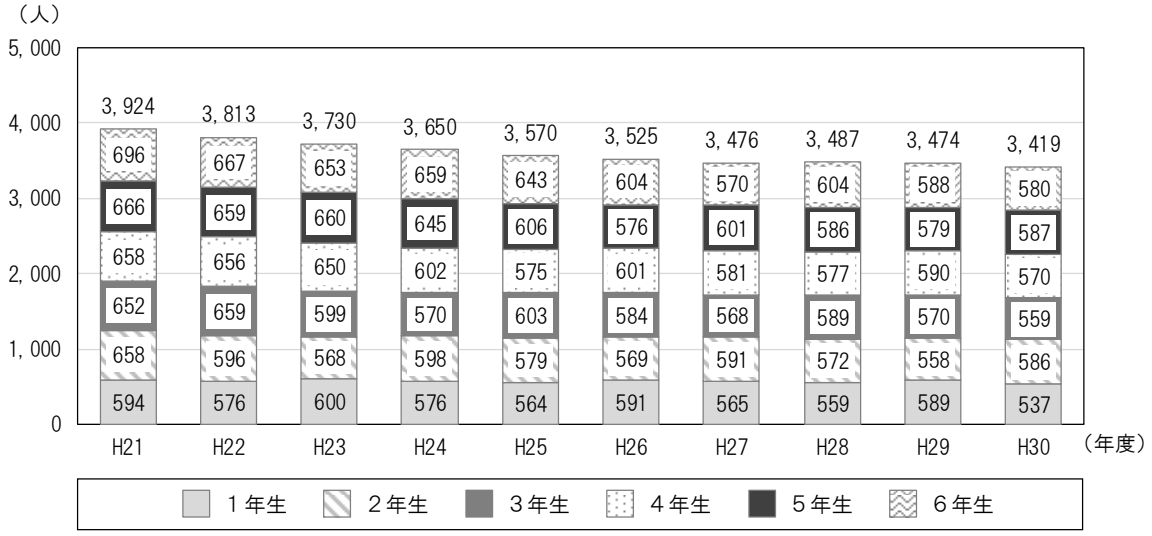

資料：学校基本調査

（４）学年別中学生数の推移

学年別中学生数の推移をみると、中学生数は平成 21 年度から平成 30 年度にかけて減少が続いており、平成 30 年度では平成 21 年度より 305 人減少（14.2%減）しています。

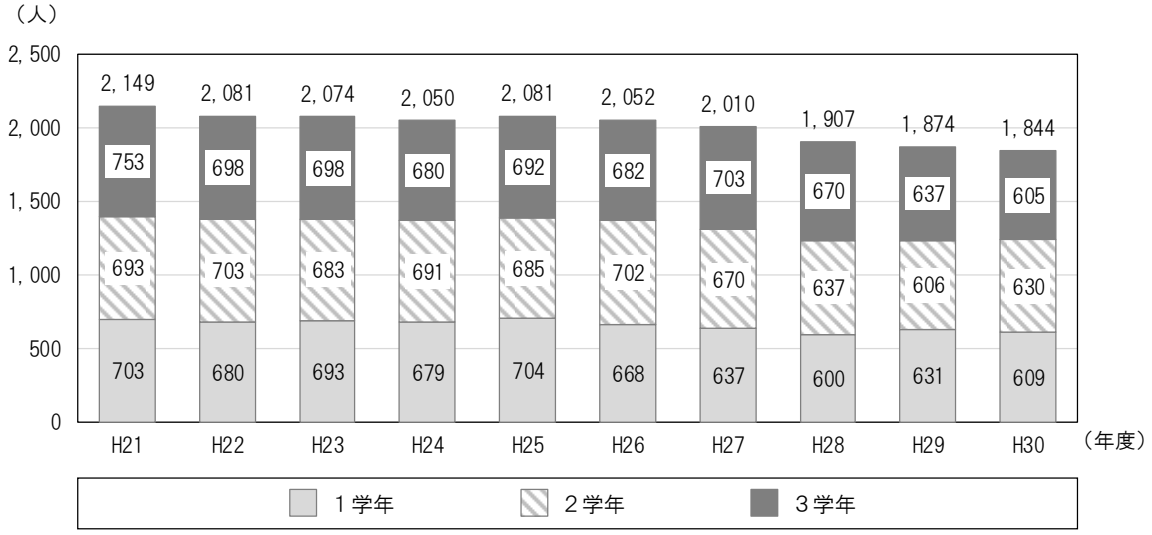

資料：学校基本調査

（５）全国学力・学習状況調査の結果

■小学６年生（平均正答率）

平成 29 年度の平均正答率についてみると、国語 A・B、算数 A・B ともに全国・県を上回っていますが、平成 30 年度の平均正答率についてみると、全国・県に比べて若干低くなっています。

【国語Ａ】

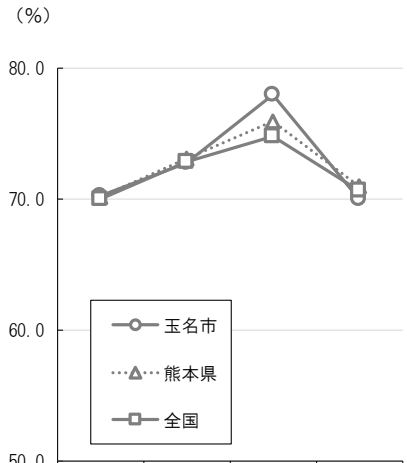

	H27	H28	H29	H30
玉名市	70.3	72.8	78.0	70.0
熊本県	70.2	73.1	76.0	71.0
全国	70.0	72.9	74.8	70.7

【国語Ｂ】

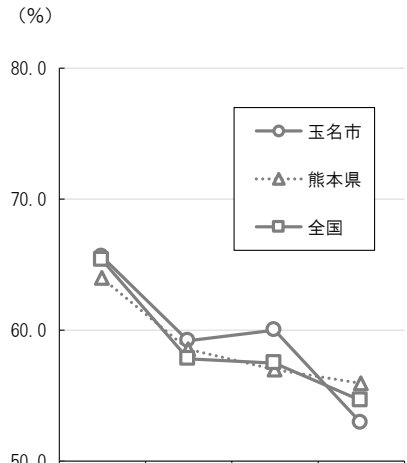

	H27	H28	H29	H30
玉名市	65.6	59.2	60.0	53.0
熊本県	64.0	58.6	57.0	56.0
全国	65.4	57.8	57.5	54.7

【算数Ａ】

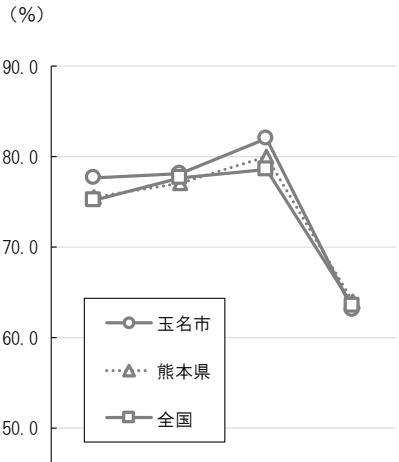

	H27	H28	H29	H30
玉名市	77.7	78.1	82.0	63.0
熊本県	75.5	77.1	80.0	64.0
全国	75.2	77.6	78.6	63.5

【算数Ｂ】

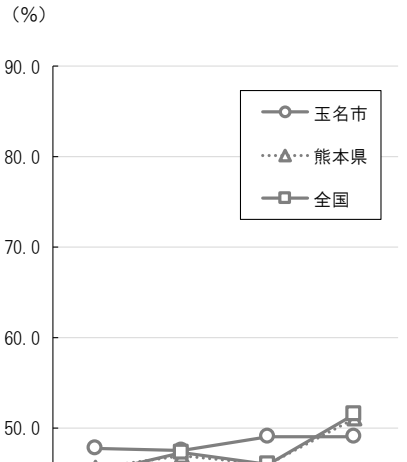

	H27	H28	H29	H30
玉名市	47.7	47.5	49.0	49.0
熊本県	45.6	46.9	46.0	51.0
全国	45.0	47.2	45.9	51.5

資料：全国学力・学習状況調査

■中学３年生（平均正答率）

中学３年生の平均正答率についてみると、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて全国・県に比べて若干低い傾向が続いています。

【国語Ａ】

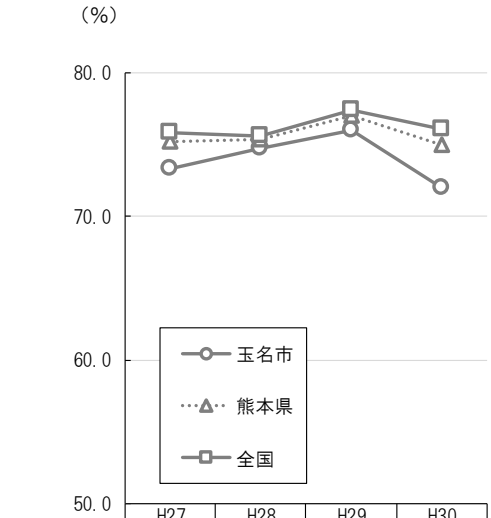

	H27	H28	H29	H30
玉名市	73.3	74.7	76.0	72.0
熊本県	75.2	75.4	77.0	75.0
全国	75.8	75.6	77.4	76.1

【国語Ｂ】

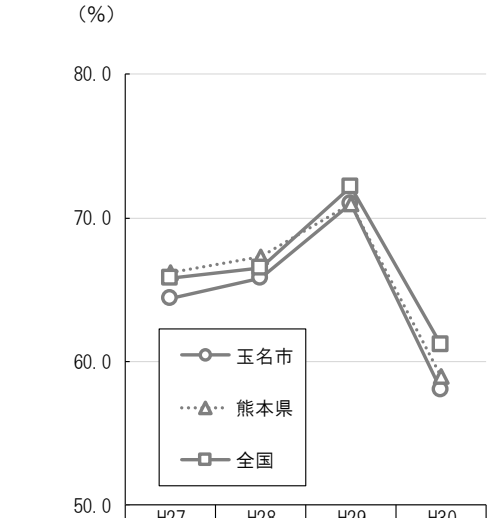

	H27	H28	H29	H30
玉名市	64.4	65.8	71.0	58.0
熊本県	66.2	67.3	71.0	59.0
全国	65.8	66.5	72.2	61.2

【数学Ａ】

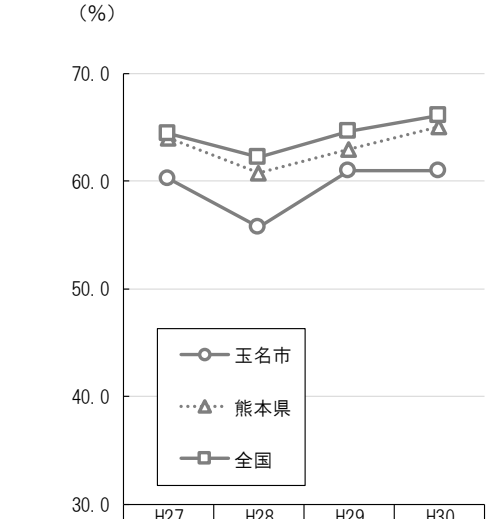

	H27	H28	H29	H30
玉名市	60.2	55.7	61.0	61.0
熊本県	64.0	60.8	63.0	65.0
全国	64.4	62.2	64.6	66.1

【数学Ｂ】

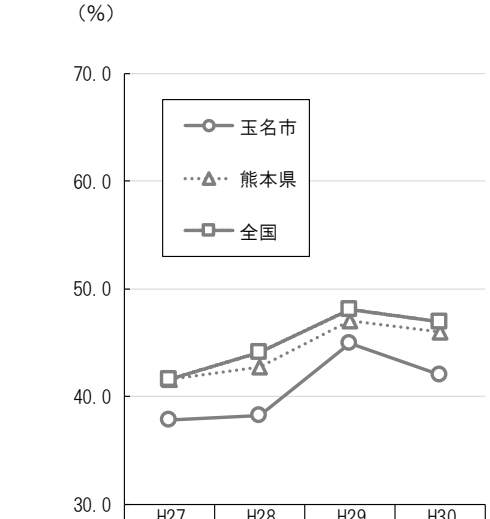

	H27	H28	H29	H30
玉名市	37.8	38.3	45.0	42.0
熊本県	41.6	42.8	47.0	46.0
全国	41.6	44.1	48.1	46.9

資料：全国学力・学習状況調査

（６）文化協会加盟団体数

平成 30 年度の玉名市での文化協会加盟団体数は全 55 団体となっています。

部門	団体	会員数
文芸	12	116
美術	6	169
園芸	3	43
伝統	5	169
日舞	8	101
コーラス	6	143
音楽	3	31
ダンス	12	195
合計	55	967

資料：玉名市教育要覧（平成 30 年度）

（７）図書館の年間貸出冊数の推移

図書館の年間貸出冊数の推移をみると、平成 21 年度の 41 万２千冊から平成 30 年度の 36 万４千冊と、４万８千冊減少（11.7%減）しています。

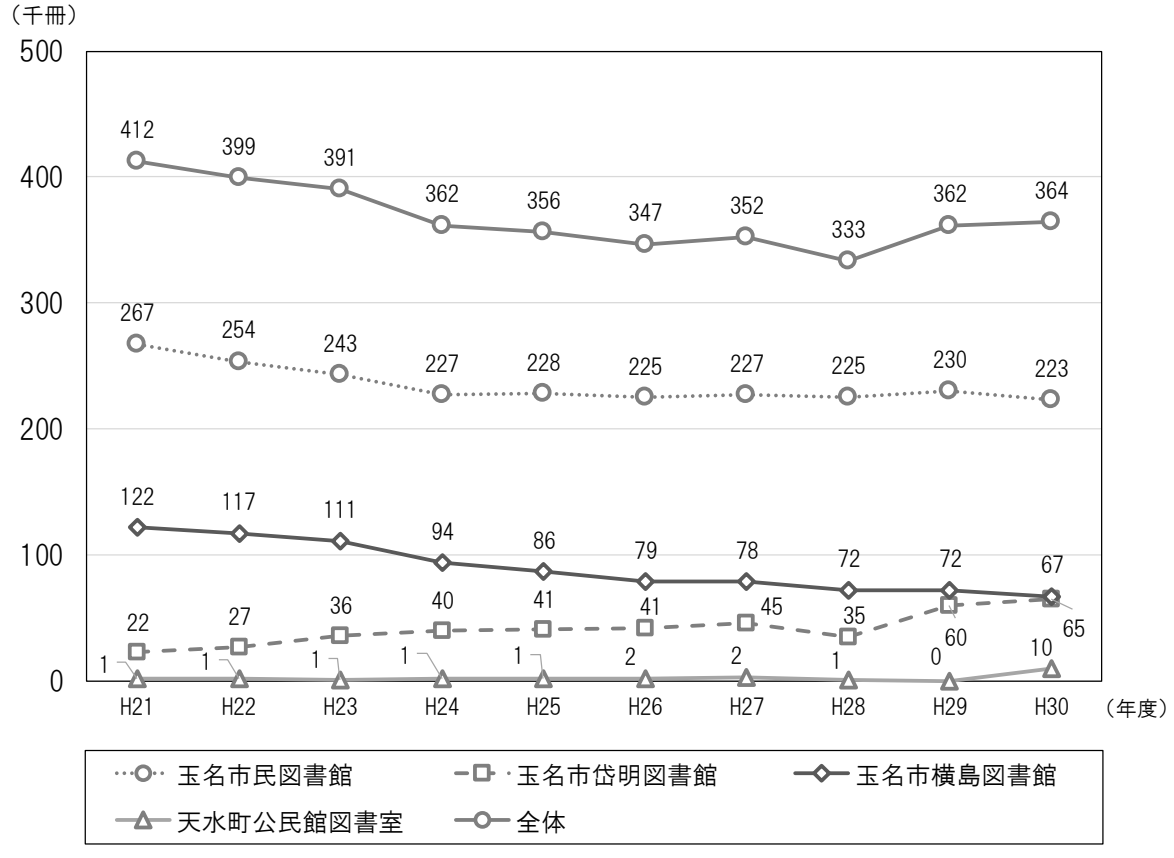

資料：玉名市教育要覧

（８）体育施設利用状況の推移

体育施設利用状況の推移をみると、年間利用人数、年間利用件数ともに、平成 21 年度からの 10 年間で、平成 30 年度が最も多くなっています。

■年間利用人数

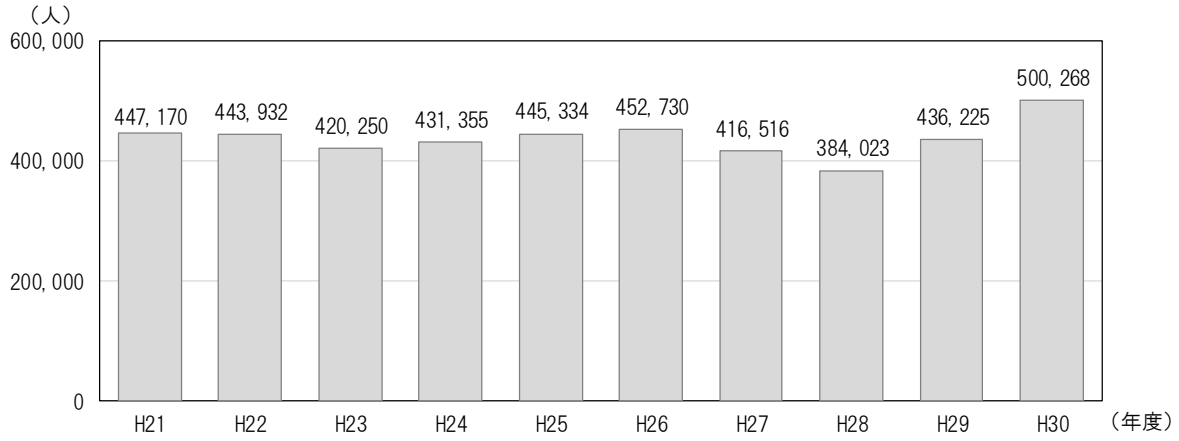

■年間利用件数

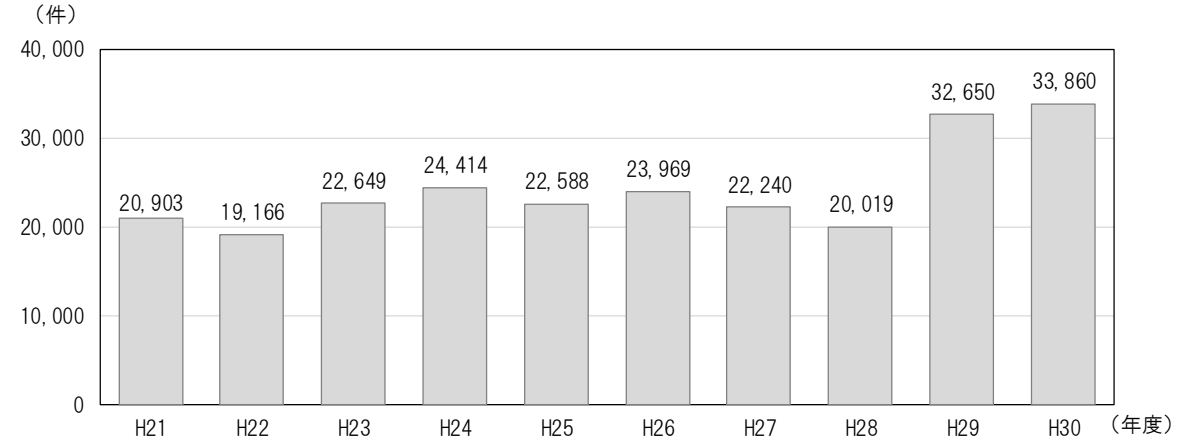

資料：玉名市教育要覧

（９）小中学校体育館利用状況の推移

小中学校体育館利用状況の推移をみると、平成 28 年度から５千件を超え、平成 21 年度からの 10 年間では、平成 30 年度が最も多くなっています。

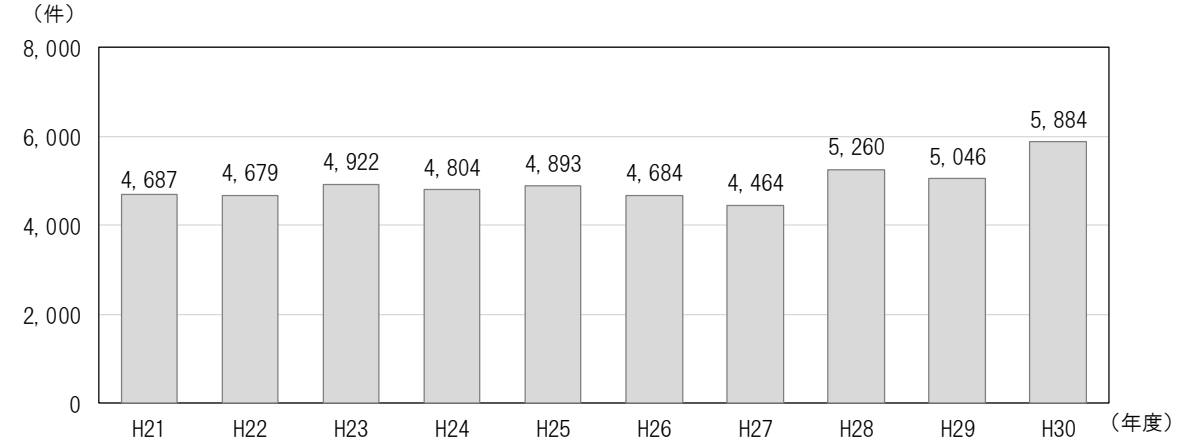

資料：玉名市教育要覧

（10）子ども会会員・PTA 会員数の推移

子ども会会員数の推移をみると、会員数は平成 21 年度から平成 30 年度にかけて減少しており、平成 21 年度の 2,611 人から平成 30 年度の 1,909 人と 702 人減少（26.9%減）しています。

PTA※ 会員数の推移をみると、会員数は平成 21 年度から平成 30 年度にかけて減少しており、平成 21 年度の 5,256 人から平成 30 年度の 4,348 人と 908 人減少（17.3%減）しています。

■子ども会会員数及び子ども会数

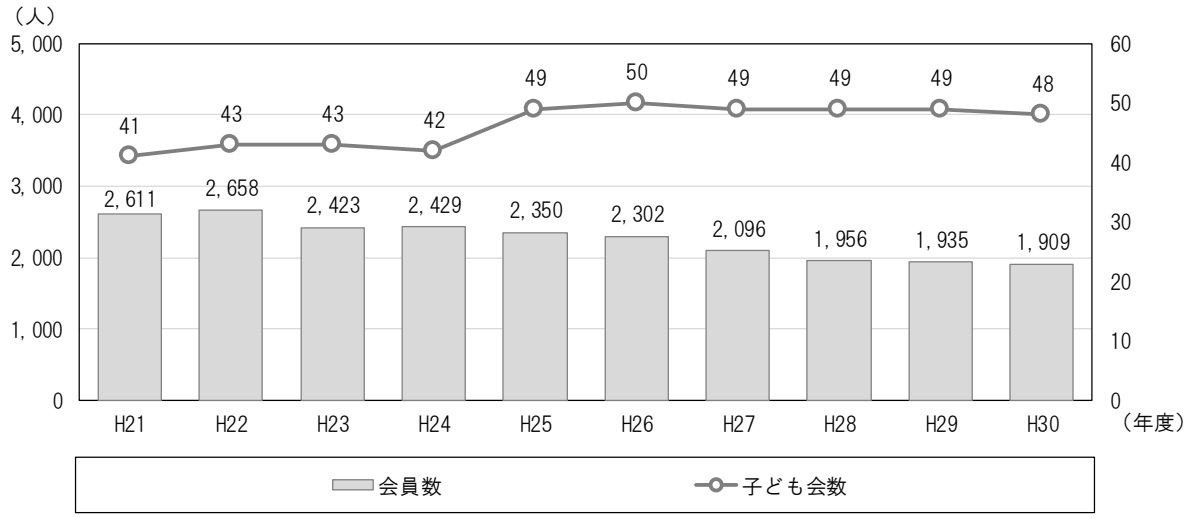

■ＰＴＡ会員数

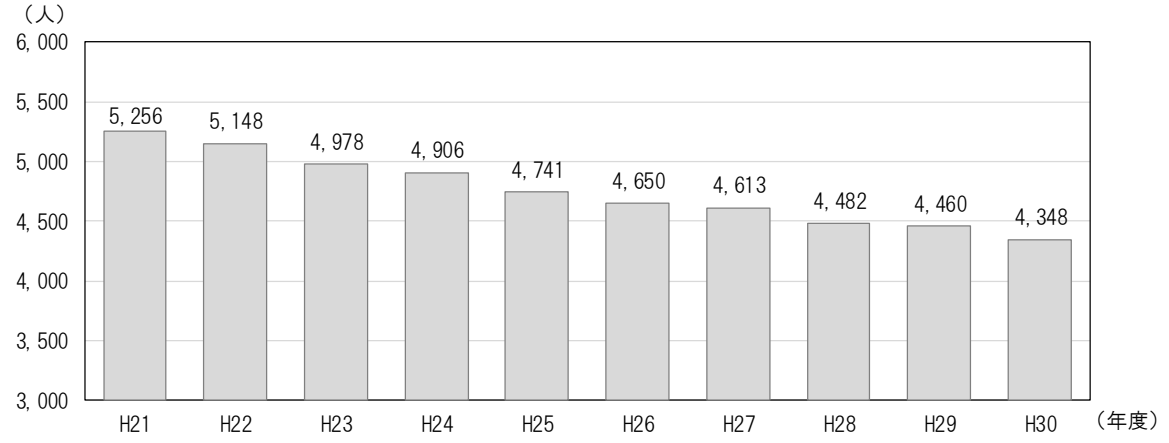

資料：玉名市教育要覧

第３章　計画の基本構想

１　基本理念

生涯を通じて未来を拓く
地域と国際社会に貢献する
「かがやく」人づくり

少子高齢化や都市部への人口集中など、地域を取り巻く環境の変化が進行する中で、持続可能な地域を形成していくためには、地域を担う人材を世代問わず幅広く育成していくことが求められています。また、情報通信技術（ICT※）の普及や急速に進むグローバル化など、めまぐるしく変化していく現代社会の中で、国際的な視点から時代の変化に対応し、変化を活用していく力を身に付けることが教育において重要となってきます。

このような社会の中で、本市が発展し未来を拓くためには、知・徳・体※のバランスがとれ、地域と国際社会に貢献できる人づくりが何より重要だと考えています。一人一人が、社会の中で自立し、他者と連携・協働※しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けなければなりません。

また、その中で市民一人一人が自ら求める「学び」を実践し、自己実現を果たすことができる機会や、自らの能力を発揮し、その喜びや達成感を他者と共有できる機会を創出していくことも、教育分野の持つ重要な役割の一つです。

そこで、第１期、第２期基本計画に共通した基本理念である「未来を拓き 地域と国際社会に貢献する人づくり」の考え方を引き継ぎ、本市の一貫した基本姿勢と施策展開の継続性を示すと同時に、市民一人一人が主体的な学びや自己実現を通して「かがやく」、地域の中で自身の力を発揮し、貢献することで「かがやく」ことができる人をつくる体制を整えていくことを目指し、「生涯を通じて未来を拓く 地域と国際社会に貢献する 『かがやく』人づくり」を本計画の基本理念として設定しました。

また、この基本理念は、本市の『第２次玉名市総合計画』における教育分野の基本目標の「人と文化を育む地域づくり」と表裏一体をなすものであり、市民一人一人が自立し、生涯を通じて自ら主体的に学び、交流し、まちづくりに取り組む社会を目指すことを表しています。

本計画推進におけるイメージ

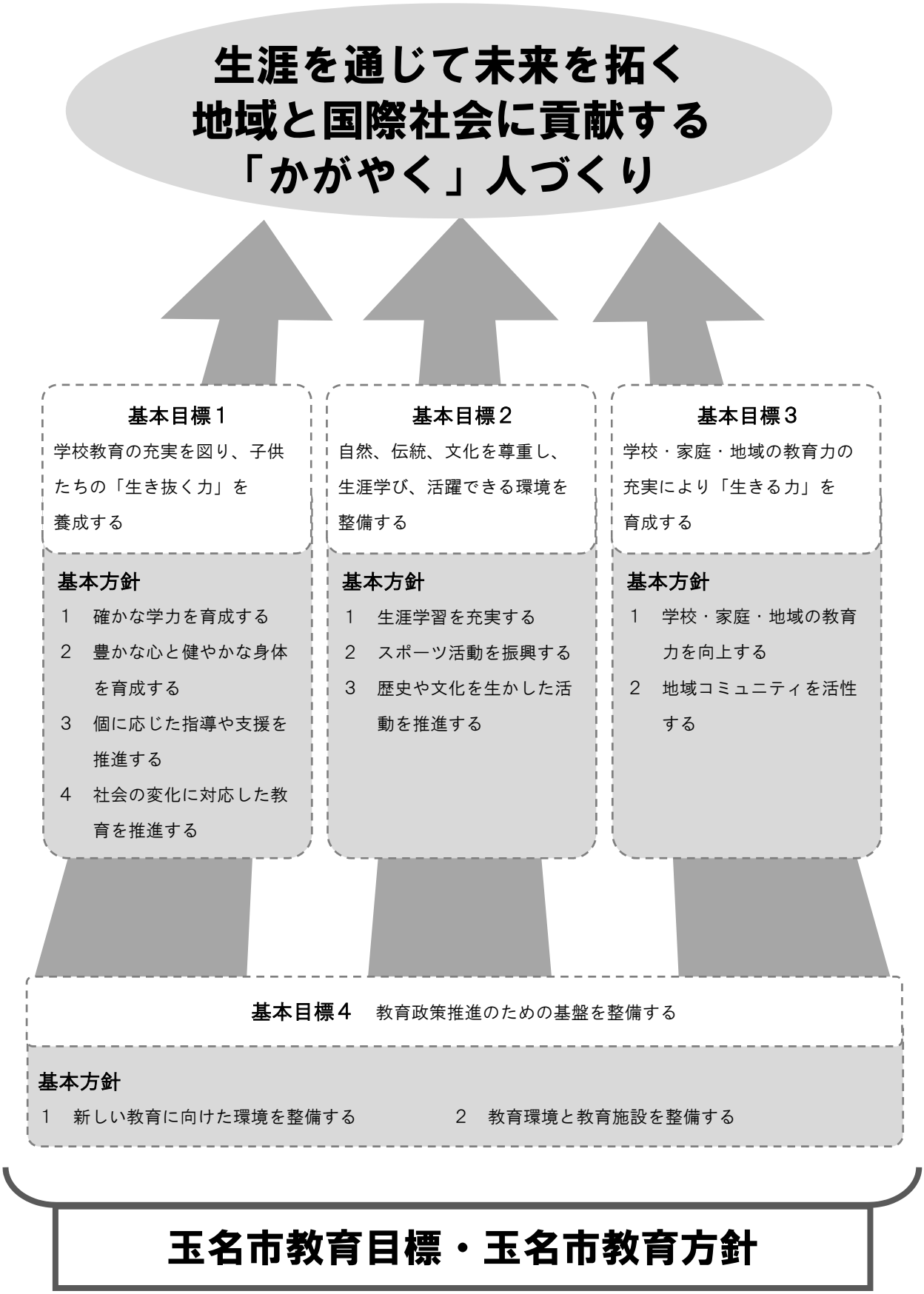

２　取組の体系

基本目標１
学校教育の充実を図り、子供たちの「生き抜く力」を養成する

基本方針		基本事業
1	確かな学力を育成する	【１】教育指導の充実 【２】中学校区における幼・保等、小、中の連携強化
2	豊かな心と健やかな身体を育成する	【１】道徳教育の充実 【２】学校体育と学校保健の充実 【３】食育の推進 【４】基本的な生活習慣の定着
3	個に応じた指導や支援を推進する	【１】特別支援教育の推進 【２】いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と早期解消
4	社会の変化に対応した教育を推進する	【１】小中一貫教育の推進 【２】環境教育の推進 【３】キャリア教育の推進

基本目標２
自然、伝統、文化を尊重し、生涯学び、活躍できる環境を整備する

基本方針		基本事業
1	生涯学習を充実する	【１】生涯学習の機会や場の充実 【２】公民館活動の充実 【３】読書活動の推進 【４】体験活動の充実
2	スポーツ活動を振興する	【１】生涯スポーツ活動の推進 【２】競技スポーツの組織強化と指導者育成
3	歴史や文化を生かした活動を推進する	【１】文化財の保存・活用及び歴史・文化を生かした地域づくりの促進 【２】文化・芸術活動の協働の推進 【３】博物館の機能強化と利用促進

基本目標３
学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成する

基本方針		基本事業
1	学校・家庭・地域の教育力を向上する	【１】地域とともにある学校づくりの推進 【２】家庭の教育力の向上 【３】地域の教育力の向上 【４】青少年の非行防止と健全育成の推進
2	地域コミュニティを活性する	【１】コミュニティ活動の充実 【２】社会教育関係団体等の支援

基本目標４
教育政策推進のための基盤を整備する

基本方針		基本事業
1	新しい教育に向けた環境を整備する	【１】教職員等の働き方改革の推進 【２】魅力ある情報教育の推進 【３】国際理解教育※ と外国語教育の推進 【４】学校規模・配置適正化の推進
2	教育環境と教育施設を整備する	【１】安心・安全な学校づくりの推進 【２】コミュニティ活動拠点の整備 【３】スポーツ施設の整備と利用促進 【４】文化財保存・活用施設の整備

第4章　基本目標

1　学校教育の充実を図り、子供たちの「生き抜く力」を養成する

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」と知・徳・体にわたる「生きる力※」を子供たちに育むことと同時に、情報通信技術（ICT）の普及や急速に進むグローバル化など、社会潮流の変化に対応できる人材を育成することが求められており、本市においても、学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」を念頭に置きつつ、教育内容・方法・環境の一層の充実を図ります。

基本方針

1　確かな学力を育成する
2　豊かな心と健やかな身体を育成する
3　個に応じた指導や支援を推進する
4　社会の変化に対応した教育を推進する

2　自然、伝統、文化を尊重し、生涯学び、活躍できる環境を整備する

自然、伝統、文化芸術は、人々の創造性を育み、心のつながりや相互理解を助長し、多様性を受け入れることができる社会の形成に貢献するものです。また、時代が変化しても、歴史、伝統、文化が持つ価値観を受け継ぎ、それらに触れることによって、豊かな心や郷土を愛する心の育成にも繋がります。本市においても、玉名市の歴史や伝統文化の継承及び文化活動の振興に努めることで、心豊かに過ごすことができる地域社会の形成や、郷土意識の醸成を図ります。

また、文化活動、スポーツ活動等を通して、生涯にわたり学び続け、自己能力を発揮することができる機会の創出及び地域の中で多世代交流、体験活動を推進していくことが求められています。市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、何度でも学べる環境をつくり、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指します。

基本方針

1　生涯学習を充実する
2　スポーツ活動を振興する
3　歴史や文化を生かした活動を推進する

３　学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成する

少子高齢化や核家族世帯･共働き世帯の増加が進行している中で、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成や心身の調和など家庭教育※ の持つ役割を各家庭で十分に果たせなくなってきており、学校・家庭・地域での教育のあり方が見直されています。家庭・地域での教育力向上のために、社会潮流の変化に応じた「親育ち」の取組や学校・家庭・地域が連携した教育体制の充実を図ります。

また、学校や公民館、図書館等の社会教育施設※ での取組を中心とした地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

基本方針

１　学校・家庭・地域の教育力を向上する
２　地域コミュニティを活性する

４　教育政策推進のための基盤を整備する

基本目標１・２・３に掲げた取組の効果的な推進に向けて、学校施設や社会教育施設等を安全で快適に活用するための整備を行うとともに、新しい時代の教育に向けた環境整備を行います。

基本方針

１　新しい教育に向けた環境を整備する
２　教育環境と教育施設を整備する

第５章　具体的施策

基本目標 1

学校教育の充実を図り、子供たちの「生き抜く力」を養成する

基本方針 1－1　確かな学力を育成する

【１】　教育指導の充実

現状と課題

授業改善の取組において、全国学力・学習状況調査や熊本県学力・学習状況調査の結果を分析・活用し、授業内容の改善につなげています。その成果もあり、小学校においては、近年正答率において全国平均を上回る結果が得られています。しかしながら、中学校においては、県の傾向と同様に全国平均を上回る教科がなく、厳しい状況が続いています。さらには、学校以外での学習時間が全国平均と比べて少ないことが生徒質問紙調査から明らかとなっています。

また、学習指導要領の改訂に伴って、小学校におけるプログラミング学習の導入など情報活用能力の育成を図ること、小学校における外国語の教科化により外国語教育の更なる充実を図ることが必要となるなど、新たな課題も出てきています。

そこで、小中一貫教育の実践を通じて、それぞれの中学校区で重点的に育成を目指す資質・能力を明らかにし、小中連携を図りながら、児童生徒の教育の充実を図る必要があります。

今後の取組

・今後も小中一貫教育の取組を推進していくとともに、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善に取り組みます。また、教科学習が「好き」「分かる」という児童生徒の増加に向けて、学習意欲や興味を更に高めるための取組を検討し、推進を図ります。
・教職員の資質向上のために研究推進校を指定し、研修機会を確保することで指導力の向上を図ります。
・児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。
・小学校中学年の「外国語活動」、高学年の「外国語科」が導入され、小中一貫した学びが重視され、外国語能力の向上を図る目標が設定されました。そこで、本市においては、従来のように小学校１年生から、本市独自の英語学習活動「エンジョイ・イングリッシュ」に取り組むことで、外国語能力の向上を図り、豊かな国際感覚を身に付けた人材の育成を目指します。
・小、中学校の教員が、新しい英語教育を十分理解し、義務教育 9 年間を見通して指導できる力を身に付けることができるよう研修機会の充実に努めます。

関連指標

		現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
【小学校】全国学力・学習状況調査平均正答率（国語）（%）		70.0	熊本県平均を上回る
【小学校】全国学力・学習状況調査平均正答率（算数）（%）		63.0	熊本県平均を上回る
【中学校】全国学力・学習状況調査平均正答率（国語）（%）		72.0	熊本県平均を上回る
【中学校】全国学力・学習状況調査平均正答率（数学）（%）		61.0	熊本県平均を上回る
教科学習が「好き」な児童・生徒の割合（%）	小学校５年生	68.0	熊本県平均を上回る
	中学校２年生	53.0	熊本県平均を上回る
教科学習が「わかる」児童・生徒の割合（%）	小学校５年生	86.0	熊本県平均を上回る
	中学校２年生	64.0	熊本県平均を上回る

【２】　中学校区における幼・保等、小、中の連携強化

現状と課題

地域の子供たちが、一貫性のあるよりよい環境で育つためには、幼稚園・保育所等や小、中学校が共通の視点や方向性を持ち、発達や学びの連続性を踏まえ、連携し合うことが必要です。現在本市では、教育目標の具現化に向けた共通実践事項の取組について内容を確認し、各中学校区で小中合同研修会を実施することで、発達段階に応じた実践につなげています。また、幼稚園・保育所等との合同研修会も実施しています。

今後の取組

・就学前教育から小学校以降の教育への移行や接続が円滑に行われるよう、今後も幼稚園・保育所等と小、中学校、関係機関と連携し、取組内容のさらなる促進及び充実を図ります。

◆玉陵小・中学校校舎

◆小・中学校合同避難訓練

基本方針
１－２

豊かな心と健やかな身体を育成する

【１】　道徳教育の充実

現状と課題

本市では校長の指導のもと、道徳教育推進教師を中心とした協力体制を確立し、教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、道徳的実践力の向上を図っています。

道徳教育用郷土資料「くまもとの心」※ などを活用し、郷土に対する理解や郷土愛を深めることができました。また、熊本地震で被災した子供たちの体験談や教訓などをまとめた熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～（熊本県教育委員会作成）」を活用することで、被災の経験を忘れず、人とのつながりの大切さなどを学ぶ機会の確保につなげています。

小学校では平成 30 年度、中学校では令和元年度より「道徳」が「特別の教科　道徳」として全面実施されています。また、保護者に道徳の授業を公開することで、家庭や地域と連携した道徳教育の推進や、重要性の啓発を図っています。その中で、教科化に伴い、教職員の指導力の向上や授業内容の見直し・改善が必要な状況ですが、今後、研究指定校の研究内容や実践内容を市内のすべての学校の取組へと広げる必要があります。

今後の取組

・熊本地震について、その体験を忘れず未来への教訓とするための教育に引き続き取り組みます。
・保護者などに道徳の授業を公開し、家庭や地域と連携した道徳教育の推進や重要性の啓発を引き続き図ります。
・教科化された「道徳」について、授業内容とともに指導や評価のあり方の再検討や再構築、また、教職員の指導力の向上に向けた研修などに取り組みます。

◆熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」

【２】　学校体育と学校保健の充実

現状と課題

学校保健においては、児童生徒及び職員の健康維持・増進に向けた取組の一環として、食生活や歯磨き習慣などの指導を推進するとともに、市内の全小、中学校でフッ化物洗口※ を実施しています。

学校体育においては、市内の児童生徒の体力・運動能力は県平均と比較して概ね上回るという結果が出ています。しかしながら、令和元年度の小学校の運動部活動の社会体育への移行に伴い、放課後に運動をする児童としない児童の二極化が一段と進むと予測され、運動部活動以外の運動機会の提供や充実、参加の促進などが課題となっています。

今後の取組

・児童生徒の体力・運動能力の維持・向上に向けて、体育協会や地域の関係団体等と連携を図り、児童生徒に運動や遊びの中で、体を動かすことの楽しさを感じてもらうための教室を開催します。
・小学校の運動部活動の社会体育への移行に伴い、運動時間や運動量が低下する児童が増加しているという課題に対し、関係団体と連携しながら総合型地域スポーツクラブ※ など、地域のスポーツ活動への参加を促進します。
・引き続き、児童生徒及び職員の健康維持・増進に向けて、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の促進などによる健康的な生活習慣の形成を図ります。

【３】　食育の推進

現状と課題

食育分野では、望ましい食習慣の形成のため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動をはじめとして、家庭・学校・関連機関が連携しながら取り組んでいます。また、児童生徒に対して栄養教諭等による講話を実施することで、食への理解の促進・深化を図っています。しかし、偏食や食べ残し、食事のマナーなどに課題がある児童生徒もみられ、課題克服に向けた取組が必要です。

今後の取組

・栄養教諭等との連携により、「食」に関する指導の充実を図ることで、食の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けた児童生徒の育成に努めるとともに、正しい食生活が実践できるように取り組みます。
・児童生徒の「食」への関心や理解を深めるために、子供のころから料理を行うなどの体験活動や学校給食の充実を図り、偏食や食べ残し、食事のマナーなどの課題の改善に努めます。
・豊かな食生活を送ることは、生涯を通じた生活の質に大きく影響するため、『第３次玉名市食育推進計画』に基づき、家庭、幼稚園、保育所、学校、生産者、流通、消費者など多様な関係者と連携し、市民が食に関する正しい知識を身に付け、健康的な食生活が実践できるよう取り組みます。

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
学校給食での地場産物使用割合（%）	62.0	65.0

【４】　基本的な生活習慣の定着

現状と課題

本市では、総合的な学習の時間（「玉名学※ 礼節」）の学習を活用して、子供たちの発達段階に即した指導を行うことで、きまりや礼儀、健康を意識して生活する児童や生徒が増えるなどの成果が見られます。規則正しい生活習慣を身に付けるための「早寝・早起き・朝ごはん」運動についても徐々に定着しつつあり、今後、更なる普及に取り組む必要があります。

一方で、各中学校区の幼稚園・保育所等や小、中学校が連携して「ノーテレビ・ノーゲーム・ノーメディアデー」活動の普及を図っていますが、各家庭によって実践への意識の高さに差があることなどが課題となっています。

今後の取組

・引き続き総合的な学習の時間（「玉名学　礼節」）の学習を推進し、きまりや礼儀を尊重する児童生徒の育成を図ります。
・引き続き、関係機関や家庭と連携しながら「ノーテレビ・ノーゲーム・ノーメディアデー」活動の普及に取り組みます。また、この活動の意義やテレビなどが子供に与える影響について啓発を行い、より多くの家庭での実践につなげます。
・「早寝・早起き・朝ごはん」運動について、意義や成果など有効な情報を訴えることで、更なる普及を図ります。

基本方針
１－３

個に応じた指導や支援を推進する

【１】　特別支援教育の推進

現状と課題

特別支援教育※ を推進するにあたり、コーディネーターを中心とした会議や研修会、協議会を開催することで障害の特性に関する理解の促進や、支援の質や指導力の向上を図っています。あわせて、特別支援教育支援員の育成と増員により、児童生徒に対する支援の質と量の向上につなげています。

現在、特別支援教育に関するニーズは高まる傾向にあり、今後も特別支援教育支援員の育成や研修の実施により、体制の充実を図る必要があります。

同時に、児童生徒が一番良い環境の中で学ぶ機会を提供するためには、保護者に対して特別支援教育の意義やメリット、重要性を啓発することや相談等の支援を行うことにより、不安を解消して特別支援教育への理解を深め、また信頼関係の構築を図る必要があります。

今後の取組

・ニーズが増加傾向にある特別支援教育について、特別支援教育支援員の育成等により、体制の充実や受け皿の確保につなげます。
・特別支援教育コーディネーターを中心とした研修の機会を設け、教職員が障害の特性を理解し、支援が必要な児童生徒への適切な関わり方や指導方法を身に付けます。
・児童生徒の教育について不安を抱える保護者に向けて、相談等の支援を推進することで、保護者の不安の解消を図ります。
・特別支援教育などの支援が必要な児童生徒について、保護者に対してその意義や重要性の啓発、相談支援等により理解を促進し、児童生徒にとってよりよい教育環境の確保につなげます。

【２】　いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と早期解消

現状と課題

本市では、「玉名市いじめ防止対策委員会」や「玉名市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止や対策の強化につなげると同時に、いじめの早期発見・解決に向けて、小、中学校の全児童生徒を対象に毎月アンケート調査を実施することで、児童が声をあげやすい体制づくりと早期発見・解決に努めています。また、児童生徒に対して規範意識を高めるための総合的な学習の時間（「玉名学　礼節」）を推進するとともに、悩みのある児童生徒に対し相談支援を実施しています。

また、近年では、インターネットや SNS を用いた人権侵害や誹謗中傷が全国的に問題となっています。本市においても人権教育とともに情報モラルに関する指導の充実を図る必要があります。

今後の取組

・いじめの早期発見・解決に向けて、引き続き児童生徒を対象にしたアンケート調査や相談支援を実施します。
・インターネットや SNS などを用いた人権侵害やいじめについて、人権教育や情報モラルに関する指導の充実を図ります。

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
アンケート調査でいじめられたことがあると答えた児童生徒のうち、いじめを相談した児童生徒の割合（%）	70.0	80.0

基本方針
１－４

社会の変化に対応した教育を推進する

【１】　小中一貫教育の推進

現状と課題

義務教育９年間を一体的にとらえた教育の重要性が全国的にうたわれており、本市においても、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」からなる、「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成に向けて、中学校区ごとに各学校の教職員が連携・協力しながら小中一貫教育を推進しています。

特に英語教育においては、豊かな国際感覚を身に付けた人材の育成に向けて、小学校全学年において、本市独自の取組である「エンジョイ・イングリッシュ」の実践を行っています。

今後の取組

・「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」からなる「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成に向けて、引き続き各学校の小中一貫教育コーディネーターが中心となり、教職員が連携・協力しながら小中一貫教育を推進します。
・これまで玉名学として行ってきた教育内容について、総合的な学習の時間※ や教科等の中で推進します。
・豊かな国際感覚を身に付けた人材の育成に向けて、小学校において本市独自の取組である「エンジョイ・イングリッシュ」の推進などを通して、小学生の英会話力の基礎を培い、小学校外国語活動（英語）、小学校外国語科（英語）や中学校の英語学習との円滑な接続を図るなど、小中一貫教育を前提とした独自の教育の推進を図ります。

◆小・中学校合同行事の様子

【２】　環境教育の推進

現状と課題

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。

本市では、古来より豊かな恵みをもたらした有明海や菊池川、小岱山及び金峰山の山々などの豊かで美しい自然環境を後世に残すために、数値目標を設けた学校版環境 ISO※ の取組を定め、教職員や児童生徒が協力して推進しています。また、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」などの環境学習を通じて、自然環境を大切にする心の育成を図っています。

今後の取組

・「子どもたちが自ら考え行動することで、環境にやさしい心情を育むとともに、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成する」ことを目的として環境教育に取り組みます。
・学校版環境 ISO の取組に関する児童生徒の日常の環境保全活動として、全ての小、中学校で節電や節水、紙のリサイクルなどの活動に取り組み、物を大切にする心や自然環境を守ろうとする態度を育て、家庭や地域における実践へとつなげます。
・水俣病への正しい理解を図り、差別や偏見を許さない心情や態度を育むとともに、環境や環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成するための一環として「水俣に学ぶ肥後っ子教室」に取り組みます。
・総合的な学習の時間において、身近な環境に目を向け、公害や環境問題について知り、自分たちのできることを考えることができる児童生徒を育成するために、「人と自然にやさしい環境のまち玉名」と題して学習に取り組みます。

◆環境学習の様子

【３】　キャリア教育の推進

現状と課題

本市のキャリア教育においては、総合的な学習の時間（「玉名学」）の計画的・継続的な取組を中心として、「働くことの意義や喜び」また「学びと仕事を結び付けて考える取組」を推進しています。特に、働くことに対して基礎力となる「人間関係の形成能力」の向上に取り組んでいます。新学習指導要領においても、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされています。

今後の取組

・学校と地域、社会や産業界等との連携・協働した取組の促進を図り、社会人による生き方や職業講話、職場見学、農業体験、福祉体験、職場体験などの職業に関する体験活動の充実を図り、児童生徒が働くことの意義や喜びを体得する機会を設けます。
・義務教育９年間を通した系統的なキャリア教育を実践し、児童生徒が自らの学びや将来の職業、自己の生き方について主体的に考える力を醸成します。
・児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート」を作成し、特別活動を中心としつつ各教科等と往還しながら、主体的な学びに向かう力を育て、自己のキャリア形成に生かすために活用します。

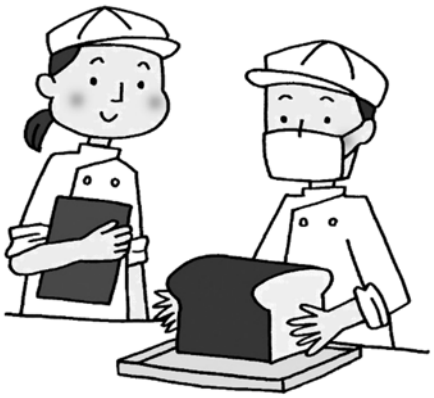

基本目標 2

自然、伝統、文化を尊重し、生涯学び、活躍できる環境を整備する

基本方針 2－1

生涯学習を充実する

【１】　生涯学習の機会や場の充実

現状と課題

生涯学習は、高齢者をはじめ幅広い世代の市民に対して学習の機会を提供するとともに、健康増進や生きがいづくり、また教室を通じた仲間づくりへとつながるものです。本市においては、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、その成果発表や能力活用の場の提供を推進しており、その一例として、高齢者の健康と生きがいづくりの場として高齢者教室を開催しているほか、人権が侵害されることがないよう啓発事業への市民参加を増やすため、継続した事業展開を検討しています。さらに、人権週間の期間中は街頭での啓発活動などを積極的に行っています。また、図書館についても、蔵書の充実や利便性の向上を図っており、誰もが快適に利用できる図書館運営を目指しています。

しかしながら、生涯学習について、地区により活動内容や頻度に差があるなど課題がみられます。

今後の取組

・今後も様々な教室等の開催などにより、生涯学習活動を活性化し、その充実を図ります。また、講座内容もニーズなどに応じて見直しながら事業を推進します。
・人権問題の解決に向けて、『第２次玉名市人権教育・啓発基本計画』を基に基本的人権の尊重を社会の中で実践できるよう、市民の人権に関する意識の向上を図ります。
・子供から高齢者まで、幅広い年代に対する講座や事業を実施し、多様な学習機会の場を提供するとともに、成果発表や能力活用の場の提供を推進します。
・引き続き、図書館運営においては、蔵書の充実などに取り組むとともに、市民の主体的な学びの場として活用できるよう、利用者の安全性や快適さに配慮した環境の維持に努めます。また、利便性の維持・向上に向けて、情報を管理するシステムについては、時代に沿ったものを提供できるように状況の把握に努めます。

【２】　公民館活動の充実

現状と課題

公民館活動では、公民館（中央・岱明・横島・天水）が連携し、子供から高齢者まで市民一人一人が生涯にわたって学習し、自己実現を目指し、潤いのある豊かな人生をおくるため、各種公民館主催講座を開講し、学習の機会を提供しています。しかしながら、子供の数の減少、高齢者の就業継続、情報化、ライフスタイルの多様化により講座の受講者数が減少傾向にあります。これからは、多様化・高度化する利用者の生活課題や学習ニーズを的確に把握し、いつでも、誰でも学べる学習機会及び情報の提供を充実させることが必要となります。

また、公民館主催講座の発表の場として生涯学習フェスティバルを開催していますが、今後は、公民館主催講座と自主的なサークル活動の交流が図れるよう、発表の場のあり方を検討していく必要があります。

今後の取組

・それぞれの世代の学習ニーズを把握し、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の充実を図ります。
・公民館の利用者は高齢者が多い傾向にあるため、学校の長期休業日を利用して、子供や親子を対象とした学習体験講座を実施し、子供の居場所づくりや親子の触れ合いの場の確保に努めるとともに、新たな受講者と受講者層の拡大を図ります。
・市民の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進するため、公民館主催講座や生涯学習に関する活動の発表の場を提供します。
・公民館主催講座と自主的なサークル活動の交流を図ることにより、受講生同士の交流促進と情報交換を通じ、活動の機会や幅が広がるよう積極的な支援を図ります。

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
公民館利用者数（人）	134,860	135,000
公民館主催講座受講者数（人）	5,544	5,700

【３】　読書活動の推進

現状と課題

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」（第２条）とあり、社会全体でその推進を図ることはとても重要です。

そのため、学校や関係機関、ボランティア団体と連携しながら「おはなし会」や「ブックスタート事業※」及び移動図書館の巡回などを行うことで、本に親しむ機会を増やし、乳幼児期からの読書習慣の形成を図っています。

また、学校の蔵書数の増加や図書室補助員の配置など、読書環境の充実を図っていますが、読書に関する調査では、中学校生徒の３割が「ふだん全く読書をしない」と回答するなど、読書習慣の形成や習慣の持続に課題が見られます。

今後の取組

・現在行っている「おはなし会」や「ブックスタート事業」及び移動図書館の巡回は、幼児期からの読書習慣、ひいては読書を通じた豊かな感性や想像力の育成につながっており、今後もボランティア団体等関連団体と連携しながら継続して取り組みます。
・中学生の読書活動の推進に向けて、調べ学習などの自主的な活動の展開を促すとともに、需要の高い図書の把握や拡充、及び家庭と連携した読書活動の推進を図ります。

◆おはなし会の様子

◆ブックスタート

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
1日30分以上読書する児童生徒の割合（%）【小学校】	42.0	50.0
1日30分以上読書する児童生徒の割合（%）【中学校】	28.8	35.0
小中学校図書館における図書標準冊数達成校の割合（%）	82.0	86.0
図書館（4館）貸出冊数（冊）	364,468	365,000
玉名市民図書館　貸出冊数（冊）	222,786	223,000
岱明図書館　貸出冊数（冊）	64,782	65,000
横島図書館　貸出冊数（冊）	66,942	67,000
天水図書館　貸出冊数（冊）	9,958	10,000
人口一人当たり図書館（4館）貸出冊数（冊）	6	6
利用者一人当たり図書館（4館）貸出冊数（冊）	4	4
図書館（4館）　ボランティア数（延べ人数）	186	186
高校生以下図書カード登録者数（人）	359	365
高校生以下利用者一人当たり図書貸出冊数（冊）	3	3

◆移動図書館

【４】　体験活動の充実

現状と課題

児童生徒が学ぶ過程において、様々なものに触れる実体験は心を豊かにし、思考力・判断力の糧となります。本市では、総合的な学習の時間（「玉名学　探究」）の授業や特別活動において、児童生徒が地域の様々な人や団体、物事に触れる活動を推進しています。

その一環として、小学校５年生と中学校１年生において集団宿泊教室を実施しており、自然の中で様々な体験をすることで豊かな心の醸成につなげています。

今後の取組

・今後も集団宿泊教室や職場体験学習を継続して実施するとともに、内容の一層の充実に取り組むことで、さらなる豊かな心の醸成を図ります。
・博物館を活用した学びについて、現在の体験学習のほかに、親子参加型の文化体験イベントの開催や、子供のための体験学習等のさらなる充実を図ります。また、博物館の催し物である「昭和の暮らし」の社会科見学の推進など、学校と連携を取りながら、博物館での学習機会の提供や拡大を図ります。

◆「昭和の暮らし」体験の様子

◆夏休みたんけん！博物館

基本方針
２－２

スポーツ活動を振興する

【１】　生涯スポーツ活動の推進

現状と課題

平成 28 年８月に実施したスポーツに関するアンケート調査で「あなたは、健康のために進んで体を動かそうと思いますか」との問いに、「思う」と答えた人が 70.0%であることに対し、「週に１回以上のスポーツ実施率」は 56.9%に留まっています。潜在的にはスポーツを行いたいと思う人がいてもなお実施には至らない現状がある中、本市のスポーツ実施率の向上を図るためには、市民それぞれの目的、ニーズに応じたスポーツ機会の提供が求められます。

働く世代のスポーツ活動は、仕事でのストレスを軽減し、コミュニケーションを通して協調性を育み、生活の質を高めるものです。特にスポーツ実施率の低い若年層が仕事や家事・育児とのバランスを図りながら日常的に気軽にスポーツに親しめるような参加機会の拡充を図る必要があります。

また、高齢者のスポーツ活動は、健康づくりや生きがいづくり、体力向上にも大きな役割を果たすものです。高齢者が明るく活力のある生活を維持するためには、一人一人が主体的かつ継続的にスポーツに親しむ環境整備が必要です。

障害者が日常生活の中で、スポーツ・レクリエーション活動に参加することは、自立や社会参加を促進するためにとても重要なことです。障害者と健常者が一緒にスポーツを楽しむことで、相互理解を深め、より連帯感を強めるという効果も期待できます。今後は、競技性の高いスポーツの推進など、さらに活動の広がりを持たせることが必要です。

今後の取組

・体育協会及び種目スポーツ協会等と連携し、誰もが気軽に参加できるスポーツ大会を開催し、スポーツを楽しむ機会の拡充に努めます。また、ランニングコースの設定や健康体操の考案など、市民が日常的にスポーツに親しめるような環境を整備します。
・スポーツ推進委員協議会等と連携を深め、体力や年齢を問わずに手軽に取り組めるファミリースポーツやニュースポーツの普及に努めます。また、公民館支館が中心となって開催するスポーツ大会などの取組を支援し、地域スポーツの活性化を図ります。
・障害者スポーツに対する理解を深め、障害者が取り組むスポーツを推進するとともに、障害者と健常者がスポーツを通じて触れ合う場の創出に努めます。
・総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、小学校運動部活動の社会体育への移行に伴う受け皿の確保と、生涯スポーツの普及を推進します。

【２】　競技スポーツの組織強化と指導者育成

現状と課題

本市において、各種競技スポーツ大会が盛んになっており、小学生から全国大会に出場する子供たちも増加しています。全国規模のスポーツ大会で優秀な成績を収める子供たちは、幼少期から優秀な指導者のもと、質の高い指導を受けているケースが多くみられます。このことを鑑みると、早い段階からトップアスリートを発掘・育成・強化するための体系的な組織の整備が必要です。

また、競技力の向上には、トップレベルの技術等に身近に触れられることも大切です。現在、若手選手の育成を目的として金栗杯玉名ハーフマラソン大会を開催していますが、これらに加え、プロのスポーツ選手や著名な指導者を招聘し、スポーツ教室や交流イベントを開催するなど、さらに交流機会の拡充を図る必要があります。

今後の取組

・種目スポーツ団体の組織力強化と活動を支援し、青少年を指導できる環境を整備します。
・体育協会と連携し、指導者の養成や強化に向けた研修会・講習会を開催します。また、質の高いスポーツ指導者を目指す者の資格取得について支援します。
・スポーツ教室等の開設をはじめ、競技水準の高いスポーツ大会を招致・開催し、将来有望なアスリートの発掘と育成を目指します。
・国際スポーツ大会の事前キャンプやスポーツ合宿誘致などを通して、トップアスリートの技術を学び、交流できる場の創出に努めます。
・本市を代表して国際大会や全国大会へ出場する者に激励金を交付します。また、競技大会において優秀な成績を収めた選手や地域スポーツの発展に寄与した団体・個人の顕彰に努めます。

◆市民スポーツ大会の様子

◆インターハイ玉名大会（レスリング競技）の様子

基本方針
２－３

歴史や文化を生かした活動を推進する

【１】　文化財の保存・活用及び歴史・文化を生かした地域づくりの促進

現状と課題

本市の各地域には、多種多様な文化財が数多く存在しています。これらの文化財を保存・活用するための基本方針として、平成 27 年３月に『玉名市文化振興基本計画』を策定しました。

現在市内に存在する文化財の内、特に重要なものを、国・県・市指定、国・市登録、市選択文化財（国指定９件、県指定 13 件、市指定 73 件、国登録８件、市登録 45 件、市選択２件）としており、保存上必要なものについては、所有者、地域、保存団体等と連携し、補助金の交付や業務委託を実施することで適切な維持管理や保存継承を図っています。

また、保存上影響がなく、環境がある程度整っているものについては、定期的に公開などを実施し、学校や地域の要望に応じて、授業での講話や見学、公民館での講座等も行っています。

平成 29 年４月には、市内の複数の文化財もその構成要素となっている「菊池川流域の米文化」が日本遺産に認定されたことをうけ、SNS 等による情報発信やガイド育成、多言語パンフレットの作成といった観光面での活用にも取り組んでいます。

しかし、これらは市内に存在する文化財の一部に限定されており、各地域の文化財について、地域住民に広く認知されているとは言い難い状況です。このため、今後さらなる調査・研究を進め、必要に応じて新規の指定等を行い、その保存・活用を図る必要があります。

また、文化財の維持管理や保存継承については、その担い手の高齢化や減少が生じており、新たな担い手の育成が必要となっています。

埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物は、現況では主に用途を転用した施設に分散して保存・管理していますが、施設の老朽化が著しいこと、また、近年、文化財は保存・管理のみならず地方創生・観光振興・保存活用などを踏まえた一体的活用が求められていることから、このことに対応できる施設の確保が必要です。

◆旧玉名干拓施設草刈り作業

◆菊池川流域ハゼ並木清掃・保全活動

今後の取組

・市内の文化財を保存・活用するための基本方針である『玉名市文化振興基本計画』に基づき、各種事業を行っていきます。
・歴史・文化を活かした地域づくりを推進するためには、まず地域住民に各地域の歴史や文化を知ってもらう必要があります。そのためには、各地域の文化財を適切に保存する必要があるため、これまで以上に所有者、地域、保存団体等と連携し、適切な維持管理や保存継承を図ります。また各地域の文化財について更なる調査や研究を進め、必要に応じて新規の指定等を行っていきます。その上で、地域の将来を担う子供たちを中心に、ふるさとに対する愛着心を高め、地域の歴史や伝統文化を後世に引き継ぐ人材として育成するための事業を、学校、地域、各種団体と積極的に連携して進めていきます。
・平成 30 年４月１日に施行された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、文化財の保存・活用を総合的に推進するための枠組みが制度化されました。これは、都道府県においては文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）、市町村においては文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するもので、大綱は各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤になるもの、地域計画は市町村が大綱を勘案して作成する文化財の保存・活用に関する総合的な計画（アクション・プラン）です。熊本県においては、大綱を令和３年３月に策定する予定であり、今後本市においても、県や他市町村の動向を見ながら地域計画の策定に向けた取組を行っていきます。
・出土遺物についても地方創生・観光振興・保存活用などを踏まえた一体的活用をするための機能を備えた施設を整備する必要があるため、その実現に向けた積極的な取組を計画的に進めます。

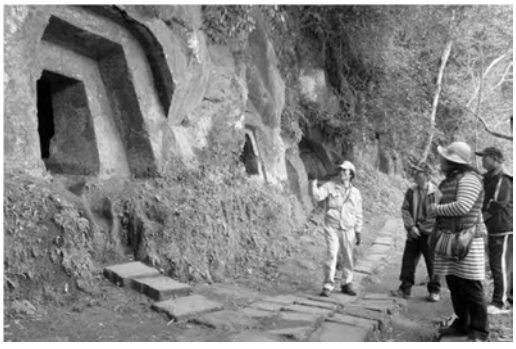

◆熊本県内装飾古墳一斉公開（石貫ナギノ横穴群）

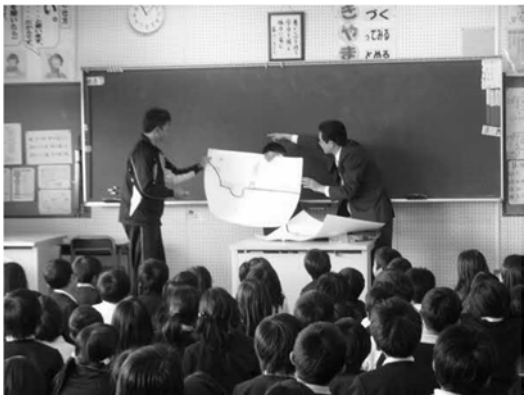

◆小学校での出前授業（築山小３年生）

【２】　文化・芸術活動の協働の推進

現状と課題

音楽を通して魅力あるまちづくりを進める「音楽の都　玉名」を実現するため、上質な音楽を鑑賞する市民音楽祭、学生の発表や交流の場であるスクールバンドコンサート、身近で音楽に触れることができる市役所ロビーコンサートなどが行われています。今後とも、これらの演奏会や発表会の出演者及び観客の増員に努め、市民に「音楽の都　玉名」の充実と浸透を図る必要があります。

音楽を通じた文化芸術意識の向上を図るためのアウトリーチ事業では、アーティストバンク※に登録している演奏家を幼稚園・保育所や小、中学校に派遣し、生の歌声や楽器演奏を体感する場を提供しています。多種多様の音楽文化と芸術を体感する場を提供するためには、更に多くのアーティストに登録を勧めアウトリーチ事業の充実を図る必要があります。

市民文化祭は、文化協会への加盟団体が主体となって開催しており、市民の文化芸術活動を発表する中核的な機会となっています。しかし、近年は協会会員の減少と高齢化傾向が進み、将来的に市民主体の運営を危惧する声も上がっています。若い世代の関心を高めるとともに参加を促す必要があります。

今後の取組

・「音楽の都　玉名」を広く周知し実感してもらうため、市民との協働事業を開催し、市民会館や学校などを活用した地域に密着した文化芸術の催しを充実し、市民の関心を高めます。
・文化芸術は、豊かな心を育み生活に潤いと生きがいをもたらし、人々の出会いと交流を促すなど、成熟した社会の醸成に大きく寄与することが期待できるため、市民の文化芸術活動を推進するとともに、文化協会の周知を図り加入団体と会員の増加に努めます。

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
文化協会所属会員数（人）	1,012	1,100
市民文化祭観覧者数（人）	1,800	1,800
音楽イベント来客者数（市民音楽祭を除く）（人）	4,207	4,300
市民音楽祭入場者数（人）	777	800

【３】　博物館の機能強化と利用促進

現状と課題

歴史博物館こころピアでは、「河とともに発展した玉名」をテーマとした常設展示のほか、本市に関わる資料を収集し、専門的な調査や研究を行い、その成果を活かした企画展・催し物・コンサート・体験学習等を積極的に開催しています。また、多くの利用者が郷土の歴史を再発見する場となるよう、さらには、歴史的遺産を学校教育や観光振興の素材として活用し「まちづくりの核」となるよう努めています。

博物館を利用して学習する取組としては、玉名郡市の全小学校に博物館の利用を呼びかけ、玉名の歴史・文化を学習し郷土を愛する心の育成に努めています。

今後とも、子供たちに地域の文化や伝統に触れる機会を与え、大人には知的探求心や学びへの動機に応えるための環境を整備することが極めて重要であることから、その役割を担う学芸員※ の充実に努める必要があります。

博物館の収蔵機能に関しては、調査や研究が進むにつれ資料も増加しており、適正な管理と保管が不十分となっているため、新たな場所の確保が必要です。

今後の取組

・今後、学芸員の専門技術の更なる向上を図り、本市の豊富な文化資源についての調査・研究活動をより充実させ、展示・体験学習を強化し、体験型イベントの充実に努めます。そのために学芸員をはじめ博物館友の会や地域の協力のもと、博物館活動を継続的に支える体制を整えていきます。
・学校教育と連携し博物館での学習機会の拡大を図り、より多くの子供たちに博物館の企画を体験してもらうよう努めます。また、各年代層の参加者自身が自ら学ぶ楽しさが味わえる多様な体験学習や講座等に取り組みます。
・収蔵機能の充実に関して、新たな場所を探しつつ、貴重な資料を整理し、安全に収蔵できるよう整備していきます。

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
博物館来館者数（人）	13,307	14,000

基本目標 3

学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成する

基本方針 3－1

学校・家庭・地域の教育力を向上する

【１】　地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

現在９つの学校で学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※ が、12 の学校で学校評議員※ 会が開かれており、地域と連携し開かれた学校づくりに向けて、学校評議員会や学校運営委員会制度を活用して、幅広く地域の意見を取り入れるとともに、学校教育に対する理解の促進と信頼関係・協力体制の構築を図っています。

これからの学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくことができるようにすることが求められます。

学習指導要領では、こうした状況を踏まえ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちが育む、「社会に開かれた教育課程※ 」の実現を目指すことが示されています。

そのことからも、地域との連携・協働をさらに充実させることや、地域の人材を積極的に学校教育に活用することで教育の一層の充実を図るために、教育内容に応じた人材バンクの作成など人材の確保が課題となっています。

今後の取組

・「地域とともにある学校」を実現するための学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について、導入が進んでいない小、中学校への導入を推進します。
・地域の人材を学校教育に積極的に活用するために、教育内容に応じた人材バンクの作成を進めます。

【２】　家庭の教育力の向上

現状と課題

家庭は、子供たちにとって心のよりどころであると同時に、基本的な生活習慣を身に付ける場所であると考えます。しかし、近年の核家族化、少子化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化、親の過保護・過干渉や過度の放任、児童虐待、地域から孤立した親の育児不安の広がりなど家庭の教育力の低下が指摘されています。

本市においては、子供たちが安心して安全に健やかに成長することを願い、保護者自らが子育ての役割と責任を自覚し、子供と向き合う姿勢を持つ事が大変重要だと考え、「くまもと親の学びプログラム」など家庭教育に関する情報や学習の機会を提供し家庭教育力の向上を目指しています。しかし、「くまもと親の学びプログラム」を実施するにあたり、コーディネーター不足が課題となっています。

今後の取組

・保護者に対し、家庭教育に関する学習情報などの提供や学習会の機会を拡充します。
・熊本県の社会教育事業や家庭支援関係事業と関わりを持ち、また、「くまもと親の学びプログラム」を積極的に活用し人材育成を図ります。
・「くまもと親の学びプログラム」の研修会への参加を促し、コーディネーターの育成に努めます。
・基本的な親の学びや交流機会の提供を幼稚園・保育所、小、中学校、社会教育団体等を通じて支援していきます。

◆「くまもと親の学びプログラム」の様子

【３】　地域の教育力の向上

現状と課題

本市では、子供たちが安心して安全に健やかに成長することを願い、親が子を育てる喜び、子が成長する喜びを感じる社会づくりを進めています。そこで、家族・ともだち・学校・となり近所・地域全体の５つの”なかよし”を基本理念として、10 月 3 日を「なかよしの日」として制定し、普及・啓発を図っています。

全国的に、高齢者をとりまく現状は年々大きく変化しています。本市においても、人口構成における高齢化率をみると、高齢者教育の意義は極めて大きいと考えます。「人生 100 年時代」と言われる中、生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる場を作ること、また、人生を豊かに生きるために、学んだことを生かして活躍できる環境を整備していく必要があります。このことが、地域学校協働活動、放課後子ども教室※ などの事業を推進する中で、地域の方々の協力による多様な学習活動や文化芸術活動、地域住民との交流活動などを実現することにつながると考えています。

そこで、現在、玉名市内小、中学校 21 校のうち、玉名中学校区（１中３小）と玉陵中学校区（１中１小）の６つの対象校について、現場から要望のあった様々な支援に対して、地域学校協働活動推進員が学校と地域間の支援の調整に当たっています。地域全体で子供を育てていくには、地域を中心として学校との連携を深め、今まで以上に地域と学校がそれぞれの教育力を最大限に発揮し、相互補完しつつ、一体となり取組を進めることが不可欠と考え、そのための仕組みを整えていくことが必要となっています。

また、天水地区においては、子供の「生きる力」を育むという目的で、幅広い地域住民の支援のもと「みかんの里通学合宿」を実施しています。町内３小学校の４年生が集まり、親元を離れ数日間集団生活を送り、学校に通い、地域との密接なふれあいを通して社会性、自主性、協調性、感謝の心などの育成を目指す取組です。地域コミュニティの弱体化が指摘されている近年において、地域の教育力の向上を図るには、地域の多様な団体等が連携協力することが必要です。

◆アニマシオンによる読書指導の様子
（みかんの里通学合宿）

今後の取組

・今後も既存の社会教育事業や公民館事業を通して「なかよしの日」の理念の普及・啓発を図ります。
・学校・家庭・地域が連携・協力し、地域住民の参画を促しながら地域の実情に応じた取組を推進していきます。また現在は、地域学校協働活動推進員の活動が玉名中学校区（１中３小）と玉陵中学校区（１中１小）のみとなっているため、今後、市内全小、中学校へ取組を広げます。
・地域学校協働活動推進の取組事業の一つである放課後子ども教室を通して、子供たちが地域の中で、安心して安全に健やかに過ごす場所の充実に努めます。
・放課後子ども教室について、今後も地域と学校のスムーズな連携に向けた取組を推進するとともに、安全管理員等人材の確保を図ります。
・高齢者の方々が学んだことを生かす環境を作ることで人材の確保につなげ、地域の中での学びの循環が構築できるよう努めます。
・引き続き、通学合宿を実施していく方針ですが、将来学校の統合を見据えて通学合宿のあり方を検討する必要があります。

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
地域学校協働活動事業推進校数（校）	6	21
地域学校協働活動推進員の配置	市内６校で ２人ずつ配置	市内 21 校で １人ずつ配置 （ただし、玉名町小、築山小、玉名中は 2 人ずつ配置）

◆子ども会活動の様子

◆子ども会活動の様子

【４】　青少年の非行防止と健全育成の推進

現状と課題

社会や個人の価値観の多様化により、青少年を取り巻く環境は変化しており、少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。さらにスマートフォン等の普及による SNS やインターネットの利用が、青少年に及ぼす影響は、より複雑化、深刻化しています。

このようなことから、青少年が夢と希望を持ち、社会的自立に必要な能力を身に付け自己実現ができるように、青少年の健全育成及び非行防止に取り組んでいく必要があります。

今後の取組

・青少年センターでは、研修を充実させ、補導員の資質の向上を図ります。
・子供たちを各種メディアによる有害情報から守るため、学校・家庭・地域における情報モラル教育及び環境浄化活動を推進します。
・青少年健全育成のため、学校や警察、青少年育成市民会議、近隣町との広域補導連絡協議会、生活安全パトロール隊など関係機関・団体との連携を強化します。

◆地域でのパトロールの様子

◆地域でのパトロールの様子

基本方針
３－２

地域コミュニティを活性する

【１】　コミュニティ活動の充実

現状と課題

本市では各地域のコミュニティの要として、21 の支館を設置しています。各支館においては地域の特性を活かした各種スポーツ大会や文化・芸術活動等が活発に展開されており、住民の健康増進や伝統文化の継承、青少年の健全育成に主体的に取り組まれています。しかしながら、少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴い、社会を取り巻く環境が急激に変化する中で、地域住民相互の支え合いやつながりが失われつつあり、地域コミュニティの活動や機能の低下が懸念されています。このため、個々の住民が主体的に地域社会に参画し、活力ある地域づくりに貢献していこうとする気運の醸成が重要となります。

今後の取組

・引き続き、コミュニティ活動充実のため支館行事等が継続して運営できるよう支援を図ります。
・地域力の向上と住民主体の活動を推進するため、支館長会議や研修会への参加を促すことで、地域のリーダーとしての支館長の資質の向上を図ります。
・社会教育関連団体の育成や支援を通して、地域の担い手を育成し、地域の課題を自ら解決できるコミュニティの形成を目指します。
・公民館講座や生涯学習活動に参加した人たちが、学んだ知識や技術を地域への還元に繋がるよう、学びの循環による人材育成に努めます。
・地域の課題解決に向けては、公民館（中央・岱明・横島・天水）が中心となり、市長部局と連携を取りながら継続して支援を図ります。

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
支館長研修会回数（回）	3	3
支館長研修会参加者割合（%）	93.0	95.0

【２】　社会教育関係団体等の支援

現状と課題

社会教育関係団体とは、「社会教育法」第 10 条の規定で「公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うもの」とされています。本市では、社会教育活動を推進するための市民団体である、子ども会、PTA、女性の会、ボーイスカウト・ガールスカウト等様々な団体があり、本市の社会教育に関する事業のために活動を展開しています。

しかしながら、団体の中には事務局の運営を市に依存しており、自主運営が進まない団体等が一部見受けられます。社会教育団体等の活動は、地域コミュニティを活性化し地域教育力の向上につながるため、今後も団体等の自立も含め、引き続き支援を図る必要があります。

今後の取組

・社会教育団体が実施する社会教育推進事業を支援していきます。
・研修会等への参加を促し、資質の向上を図り、人材の育成に努めます。
・団体等の活動継続のため、財政的支援や人的支援を通して活動の推進を図ります。
・引き続き、団体等の自主運営に向けて支援をしていきます。

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
社会教育団体自主運営数（団体）	9	12

◆玉名市 PTA 連絡協議会総会

基本目標 4

教育政策推進のための基盤を整備する

基本方針 4－1

新しい教育に向けた環境を整備する

【１】　教職員等の働き方改革の推進

現状と課題

学校業務の現状は、学校の種類や学校規模、学校を取り巻く地域の特性などによっても異なりますが、教員勤務実態調査では、すべての職種について勤務時間が増加しています。その要因として、教員は授業以外にも、給食指導、掃除指導、部活動指導等、一日を通して多くの業務があることが挙げられます。さらには、生徒指導や進路指導に係る業務、学校徴収金などの対応及び管理、保護者・PTA や地域との連携など様々な業務も担っていることも要因となっています。

このように、教職員の業務の多様化とそれによる負担の増加に伴い、一人一人の子供に向き合う時間の確保が困難になりつつあるという課題があります。

また、教職員のサポートや指導をする側の教育委員会事務局においても、学校現場における新規事業の増加に伴い業務量は増大します。教職員の働き方改革を含めた、教育事業をスムーズに推進するためには、教育委員会事務局の人員の確保が課題となっています。

今後の取組

・新規事業に伴う業務量の増大に対応できる人材を確保するとともに、教育事業のスムーズな展開を図ります。
・統合型校務支援システムの導入により、学校における校務の効率化の推進を図ります。
・部活動指導員等の配置により、教職員の負担軽減や生徒の安全かつ効果的な活動を確保するための指導体制の充実を図ります。
・学校において、現金受領により取り扱っている給食費を、市の歳入・歳出に計上・処理する公会計化の実現に向け、準備を進めます。これにより、学校現場における現金紛失等の事故防止や事務量の軽減を図ります。

【２】　魅力ある情報教育の推進

現状と課題

近年、日常的にインターネットや SNS に触れる機会が増加したことにより、情報モラル教育の重要性が高まっています。情報モラル教育の推進については、年間指導計画を全ての学校で策定し、児童生徒の実態に応じた計画的・継続的な指導等により、情報モラルの向上を図る必要があります。

「分りやすく魅力ある授業」の推進に向けて、電子黒板やタブレットを用い、デジタル教科書等の ICT 機器を活用した教育の推進を図っています。しかしながら、文部科学省が示す整備基準（学習用タブレット等を３クラスに１クラス分程度整備するなど）やデジタル教科書の整備については未達成の部分もあり、小学校で令和２年度実施されるプログラミング教育への準備体制も十分ではない、という課題があります。

今後の取組

・学習指導要領の改訂により、児童に「自分で考え工夫する力」や「論理的思考力を身に付けさせる」ことなどを目的にしたプログラミング教育が、小学校で令和２年度より始まります。ICT を活用した教育活動を小、中学校で展開するために、教職員の研修の機会や教材研究の充実を図ります。
・学習用タブレットやデジタル教科書などの整備、さらにはそれらを活用するための無線 LAN 環境の整備を進め、ICT を活用した教育を推進します。
・情報モラルの確立や氾濫する情報の適切な活用など、児童生徒の適切な情報活用能力を高めるための教育を推進します。

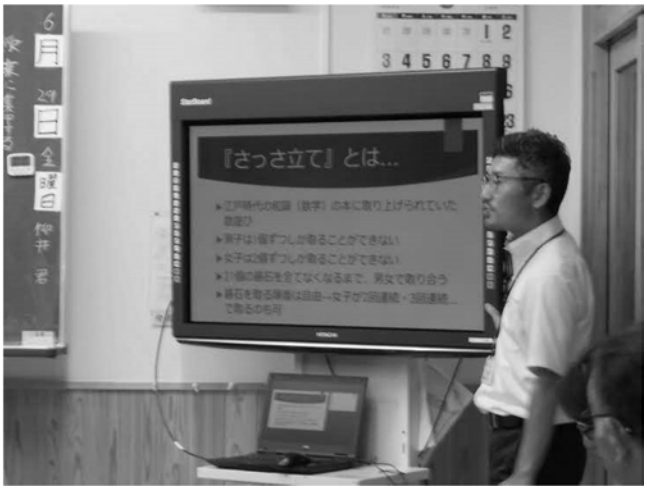

◆電子黒板等を活用した授業の様子

【３】　国際理解教育と外国語教育の推進

現状と課題

近年、外国人観光客や外国人労働者の急増もあり、英語能力をはじめとする国際感覚が豊かな人材に対するニーズは日々高まりを見せています。また、人、物、ことが国境を越えて高速かつ大量に行き交う国際化が、急速に進展する現代においては、絶えず国際社会に生きているという広い視野を持つことや、国を越えて相互に理解し合うことは、ますます重要な課題となりつつあります。今後の国際化の進展を考えると、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意見を表現し、相互理解を深めていく必要性はこれから一層強まり、その手段としての外国語の重要性が高まっています。

本市では、小学校６年間、英語学習活動である「エンジョイ・イングリッシュ」に取り組み、効果的な英語教育を推進していますが、小学校における外国語の教科化に伴って、教職員の指導力の向上や研修機会の確保に取り組む必要があります。

今後の取組

・本市独自の取組である小学校における「エンジョイ・イングリッシュ」を今後も推進し、外国語能力（英語）の向上、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

・「エンジョイ・イングリッシュ」で培った力を土台に、小学校３年生からの外国語活動（英語）、小学校５年生からの教科としての英語学習、さらには中学校における英語学習へのスムーズな接続につなげます。

・総合的な学習の時間の柱のひとつに「国際人としての知性」を設定し、他教科との関連を図り学習を行います。その中で、「世界の中の玉名」という単元を設定し、ALT（外国語指導助手）や外国人留学生等との交流の場を設けます。交流にあたり、生徒が総合的な学習の時間で学んだことや学校生活などについて英語で発信し、英語によるコミュニケーションを通して交流を行うことで、国際感覚を養い、異文化理解を深めます。

◆エンジョイ・イングリッシュの授業風景

【４】　学校規模・配置適正化の推進

現状と課題

本市の小、中学校では少子化に伴う児童生徒数の減少が顕著になり、学校の小規模化が進んでいます。小規模校では、きめ細やかな指導が行いやすく、児童生徒の発表の機会が多くなるなどのよい点もありますが、一方でクラス替えができない状況や、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する教育活動ができないなどの課題もあります。

そのため、平成 24 年度に『玉名市学校規模・配置適正化基本計画』を策定しました。この計画に基づき、早急な対応を必要とする玉陵中学校区から学校再編の取組を進め、玉陵中学校区の６つの小学校（梅林小学校、月瀬小学校、玉名小学校、石貫小学校、三ツ川小学校、小田小学校）を１つの小学校に再編、平成 30 年４月「玉陵小学校」が開校しました。

続いて、『玉名市学校規模・配置適正化基本計画』期間に対応を検討する校区として、天水中学校区、玉南中学校区、有明中学校区を対象とし、そのうち、複式学級を有する小学校がある天水中学校区において、平成 27 年度から地域説明会を開催し、令和２年４月には小天小学校と小天東小学校の学校再編を行う予定です。あわせて、天水中学校区の玉水小学校を含む３つの小学校の学校再編について、「天水中学校区新しい学校づくり委員会」を組織し、代表者で話し合いを始めます。

平成 24 年度に策定した『玉名市学校規模・配置適正化基本計画』は、平成 24 年度から令和３年度までの 10 年間の計画であるため、それから先 10 年間の『第２期玉名市学校規模・配置適正化基本計画』を策定する必要があります。

さらに、小学校再編後閉校した小学校の跡地活用については、小学校が地域の核となる施設であることから、地域の利用実態等を考慮しつつ、地域と行政が連携して、総合的に検討していく必要があります。

今後の取組

・天水中学校区（玉水小学校、小天小学校、小天東小学校）新しい学校づくり委員会を組織し、天水中学校区の小学校再編について検討します。
・『第２期玉名市学校規模・配置適正化基本計画』を策定します。
・閉校した小学校の跡地については、地域と意見交換を行いながら活用方法を検討します。

関連指標

	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
市内小学校における１学年２学級～３学級の学校数（校）	3	4

基本方針
４－２

教育環境と教育施設を整備する

【１】　安心・安全な学校づくりの推進

現状と課題

熊本地震をはじめ、度重なる自然災害により多くの被害が発生しています。そのことから、学校においても、児童生徒等への防災に関する教育や学校の防災体制の強化及び充実は、喫緊の課題となっています。

また、児童生徒等が被害に遭う事件・事故が後を絶たないことを踏まえ、交通安全や防犯に対する教育の充実も求められています。

これらの課題解決にあたっては、児童生徒に対して、特に自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成、「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める教育を進めるとともに、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」を作成し、充実させる必要があります。また、地域住民・保護者・関係機関との連携体制の構築による学校の安全管理を充実させ、徹底することが重要です。

児童生徒の安全については、交通事故から身を守る力を養うために交通安全教育を実施し、交通事故の防止に向けて、地域住民による登下校時の見守り活動（見守り隊）の充実が図られています。

また、学校は児童生徒の熱中症による事故防止等に努める必要があるため、市内の全ての小、中学校に空調を導入し、安全で快適な学習環境を整備しました。

学校施設については、昭和 40 年代後半から昭和 60 年代にかけて、集中して施設整備が行われているため、現在では、築 30 年以上経過している建物が全体の約６割を占めている状況です。また、学校施設は子どもたちの学習の場だけでなく、地域コミュニティの中心の場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設でもあります。しかし、老朽化対策には多額の費用を要することから、その財源確保は大きな社会問題となっています。

そのため、時代の変化や教育を取り巻く現状を踏まえつつ、現在保有する学校施設の良質な教育的環境の確保と、適正な施設数の維持を目標に中長期的なマネジメントに取り組み、財政負担の軽減や平準化を図りながら、学校施設に求められる機能を確保することとし、今後 10 年間の方向性を示す『玉名市学校施設長寿命化計画』を平成 30 年度に策定しました。

今後の取組

・学校防災マニュアルに基づいた避難訓練等を実施し、その結果からの課題を元に改善・改良を図り、実態に即した「実践的なマニュアル」の作成に努めるとともに、地域社会と連携した取組を推進します。
・児童生徒が交通事故や消費者犯罪等に巻き込まれないよう、危機回避能力の育成に取り組むとともに、自らが加害者とならないための交通安全教育や防犯教育に取り組みます。また、交通事故から児童を守るための取組として、引き続き地域住民による登下校時の見守り活動を促進します。
・総合的な学習の時間に「安心・安全なまち　玉名」と題して、身近な自然災害について学び、災害への備えや、自分たちにできることを考える学習に取り組みます。
・学校施設改修については、『玉名市学校施設長寿命化計画』に基づき計画的に行い、関連する計画の変更や社会情勢に合わせて必要に応じて計画を見直し、質と量の最適化を目指します。

【２】　コミュニティ活動拠点の整備

現状と課題

生涯学習の拠点である公民館（中央・岱明・横島・天水）については、利用者が安心・安全に利用できるように、定期的な保守点検や施設の整備、修繕を行いながら施設管理を行っています。

現在、老朽化が著しく耐震安全性も確保されていない岱明町公民館については、適正規模での早期建替えが必要です。

また、中央公民館と市民図書館の複合施設である文化センターは、築 38 年を経過し、大規模改修の時期を迎えています。さらに、文化センターは本市の指定避難所にもなっており、今後計画的な改修について検討を進める必要があります。

市内には 211 箇所の自治公民館があり、地域住民の一番身近な交流施設であり、生涯学習の拠点となっています。しかしながら、老朽化している建物が数多く存在しているため、市より増改築や修繕等の経費を補助することで、地域活動が活性化されるよう環境の醸成を図っています。

今後の取組

・老朽化した施設の修繕や、備品の入替えを行うなど、維持管理を継続的に推進します。
・自治公民館は、地域づくりや人づくりに大きな効果が見込まれる場所であり、地域の生涯学習の拠点としての整備が必要です。今後も継続して施設整備等の補助を推進します。

【３】　スポーツ施設の整備と利用促進

現状と課題

スポーツ施設環境が充実することで、スポーツの振興のみならず、市民の健康増進や生きがいづくり、さらには地域コミュニティの活性化にも繋がります。そのため、スポーツ活動の拠点であるスポーツ施設は、市民の誰もが安心・安全で気軽に利用できる環境が整えられている必要があります。

近年、本市では、スポーツ振興の基盤整備として、横島体育館の建て替えや岱明 B&G 海洋センターの改修を行ったほか、総合体育館メインアリーナに空調設備を設置しました。また、施設の管理面において指定管理者制度を導入し、専門性を活かしたスポーツ施設の管理・運営を進めています。

本市が保有するスポーツ施設の利用者は年々増加し、年間延べ約 50 万人が利用しています。また、学校施設の開放に伴う小中学校体育施設の利用件数は年間約 5,800 件あり、こちらも年々増加しています。

このように各施設の利用が増加傾向にある一方で、老朽化が進んでいる施設も多く、安全面の確保はもちろんのこと、スポーツ施設としての機能を維持するため、計画的に修繕や改修を進める必要があります。また、高齢者や障害者等への配慮や利便性の向上など、利用者にとって魅力的な施設環境の整備を進めるとともに、市民からの要望が多いスポーツ施設の新設について、引き続き検討が必要です。

今後の取組

・老朽化が著しいスポーツ施設について、緊急性等の優先順位をつけて、計画的に改修整備を進めます。また、施設環境に対する市民ニーズの把握に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備を進めます。
・引き続き、サッカーやラグビー競技が実施可能な 400m トラックを有する多目的競技場の建設地について検討を進めます。
・指定管理者制度導入後の効果等を検証し、より効果的・効率的な運営に努め、スポーツ施設の利用促進を図ります。
・学校体育施設開放事業の円滑な運用を進め、学校施設の有効活用と利用促進を図ります。

【４】　文化財保存・活用施設の整備

現状と課題

文化財を保存する場合、草刈り、清掃、見廻りといった通常の維持管理に加え、技術や技能等の保存や継承が求められます。また、破損や老朽化に伴う修理や修復、経年劣化や気象条件等の影響による破損等から、文化財を守るための公有化や施設整備（以下「保存整備」という。）が必要となる場合があります。特に屋外に存在する文化財（主に史跡や建造物）にその傾向が強く、本市としても、これまで可能な限りこれらの保存整備を行ってきましたが、その実施に際しては、多くの費用や労力と、調査や工法検討を含む長期にわたる事業期間を要するため、未着手のものが複数存在しています。また、文化財を観光資源として積極的に活用するためには、道路、駐車場等のインフラ整備が必要ですが、これらも不十分であり、積極的な活用を図る上での課題となっています。

埋蔵文化財発掘調査に伴う出土遺物は、現況では玉名市役所第３別館や旧岱明第１保育所等に分散して保存・管理していますが、これらの施設は老朽化が著しいことなどから、新たな施設を確保することが必要です。

今後の取組

・『玉名市文化振興基本計画』に基づき、緊急性の高いものから順に、個別の保存管理計画を策定の上、保存整備を進めていきます。あわせて、文化財の観光資源としての活用に必要なインフラ整備についても、関係課と連携し進めていきます。
・出土遺物を適正に保存・管理することに加え、調査、展示、活用を積極的に図っていくため、令和元年度に策定する『玉名市文化財保護活用拠点施設基本計画』に定めた施設の整備を遅滞なく進めます。

◆玉名市役所第３別館（旧玉名税務署）

◆文化財保護活用拠点施設整備予定地（旧石貫小学校）

第６章　計画推進体制

１　計画の周知及び市民の意見等の把握

本計画に掲げる基本目標や具体的施策などの周知に努めるとともに、教育に対する市民の関心を高めるため、意見等を取り入れながら意識の向上を図ります。

２　計画の評価・点検の実施

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」第 27 条の規定により、平成 25 年度に教育委員会外部評価委員会を立ち上げ、教育委員会の活動の報告や評価を行っています。

本計画の実現に向けて、自己点検のみならず、教育委員会外部評価委員の評価結果を公表するとともに、事業の見直しを行い、次年度の事業設定につなげ、本計画の確実な推進と実現に努めます。

３　市民、関係団体、NPO、企業及び国・県等との協力・連携の推進

本計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域の連携が必要であることから、それぞれの役割を認識した上で、市民、関係団体、NPO 及び企業等の関係機関と連携を図りながら進めていきます。

また、国・県の教育施策を勘案するとともに、社会的変化を常に把握しながら本市の教育行政を推進します。

資料編

1 用語集

■あ行

用語	解説
ICT	(Information and Communication Technology)の略で、情報通信技術のこと。 教科指導におけるICT活用とは，教科の学習目標を達成するために教師や児童生徒がICTを活用することで、学習指導要領では各教科において随所にICT活用が例示されている。これらは、 1)学習指導の準備と評価のための教師によるICT活用 2)授業での教師によるICT活用 3)児童生徒によるICT活用 の3つに分けられている。
アーティストバンク	アーティストバンクとして登録することにより、音楽家、作家、画家等の芸術活動を行う人材(以下「アーティスト」という。)の情報を集積し、アーティストの発表の場を拡充するとともに、市民に芸術鑑賞及びワークショップ等の芸術体験の機会を提供し、もって本市の芸術活動及び文化活動の振興に資することを目的とする。
生きる力	学校教育で子供たちに身につけさせたい力の総称のこと。文部科学省が提唱しているもので、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやったり、感動したりするなどの「豊かな人間性」、それにたくましく生きるための「健やかな体(健康・体力)」などから構成されている。
インクルーシブ教育	「障害者の権利に関する条約第24条」によれば、「直訳:包容する教育」として、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みをいう。一人一人の教育的ニーズに的確に応えることが重要とされる。

■か行

用語	解説
学芸員	博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業を行う博物館法に定められた、博物館に置かれる専門的職員。
学習指導要領	小学校・中学校・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその扱い、基本的な指導事項などを示したもの。文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準にもなる。平成29・30年改訂学習指導要領では、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが示されている。また、そのために、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実践に加え、各学校での教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の実践が重要だとされている。
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである。
学校版環境 ISO	環境にやさしい学校づくりを児童生徒・教職員が話し合い、全校をあげて実践活動に取り組むものである。子供の頃から、環境について考える機会と実践を通して、将来を担う子供たちの環境に対する意識を高めることを目的としている。 平成19年度から県内のすべての公立小中学校で学校版環境ISOの取組を行っており、数値目標を掲げた活動や家庭・地域と連携した活動など「環境立県くまもと」の実現を図る取組が展開されている。
学校評議員	校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして学校評議員制度が導入され、平成12年4月から実施されている。

用語	解説
家庭教育	保護者が子供に家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なライフスキル（生活の技術）を身につけさせること。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア形成を促す教育。キャリア教育は、子供・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけである。そして、キャリアの形成にとって重要なのは、自らの力で生き方を選択していくことができるよう必要な能力や態度を身に付けることにある。
教育課程	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画をいう。学校全体の大枠的な計画のみではなく、学年や学級としての計画、年間計画や月間計画など様々な計画を含める。
協働	市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。
「くまもとの心」 （道徳教育用郷土資料）	郷土の先人の伝記や逸話などから人間の生き方、考え方を共感を持って学び取ることができ、また同時に子供たちの郷土に対する愛着を深めることができるよう作成した道徳教育用教材。
国際理解教育	現在、各学校において、社会科などの各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間を通じて行われている。例えば、地域に住む外国人から、その国の郷土料理や民族舞踊などを教わり、それを体験し、料理の由来や踊りに込められた願いなどを学習することで、異文化に対する理解を深めるなどの活動が行われている。

■さ行

用語	解説
社会教育施設	家庭や学校の外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまですべての年齢の人が利用でき、学習や研修、趣味に活用する機会を提供する、学習のための施設。図書館、博物館、公民館などがある。
生涯学習	国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習し、その成果を適切に生かすこと。
情報モラル	学習指導要領では「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。 具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容となっている。これらの内容は、情報社会の進展に伴って変化することが考えられ、今後も柔軟かつ適切に対応することが必要である。また、普及の著しい携帯電話をはじめとする携帯情報通信端末の様々な問題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身につけさせる指導を適切に行う必要がある。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、 (1)子供から高齢者まで(多世代) (2)様々なスポーツを愛好する人々が(多種目) (3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向) という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。
総合的な学習の時間	児童生徒が自ら学び自ら考える力や、よりよく問題を解決する資質や能力などをはぐくむことをねらいとした、総合的な課題学習を行う時間。

■た行

用語	解説
玉名学	「探究」「礼節」「日本語」の3編から成り立っている。「礼節、道義、規範」「基本的生活習慣の定着」「玉名の自然と産業」「玉名の歴史と伝統文化」「日本の伝統文化」「国際人としての知性」「自己の生き方」の7つを大きな柱としており、それらについて学ぶ中で、社会性や道徳性、伝統や文化を大切にしようとする心、国際社会の中で自立していける力を身に付けていく教科である。
玉名学　探究	「玉名の自然と産業」「玉名の歴史と伝統文化」「国際人としての知性」「自己の生き方」について主に学んでいくものである。
玉名学　礼節	「礼節、道義、規範」「基本的生活習慣の育成」「日本の伝統文化」「自己の生き方」について主に学んでいくものである。
地域の教育力	地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然、文化等の教育資源が子供たちの学びにおいて、優れた影響を与えることを指す。
知･徳･体	変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知･徳･体をバランスよく育てることが大切とされている。 「生きる力」＝知･徳･体のバランスのとれた力 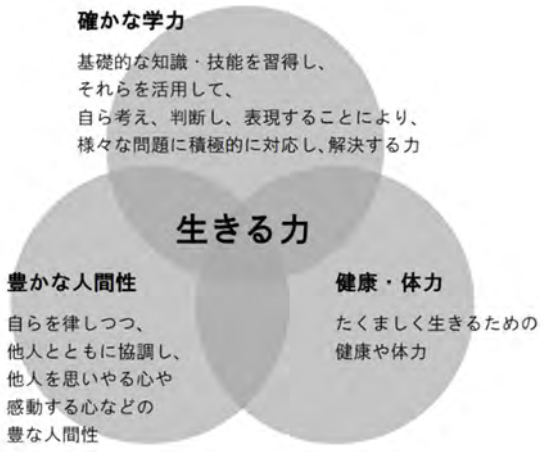
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

■は行

用語	解説
PTA	Parent-Teacher Associationの略。各学校に組織された、保護者と教職員による教育関係団体のことである。各自が任意で入会する団体で、学校、家庭、地域を結び、子供の健全な成長のための活動を目的としている。
フッ化物洗口	一定濃度のフッ化ナトリウム水溶液(5～10ml)を口に含んで1分間ブクブクうがいをする方法のことで、WHOや厚生労働省などの専門機関がむし歯予防のための有効な手段として推奨している。また、フッ化物洗口は歯を強くする効果があり、永久歯がはえ始める年齢からはえそろう中学生まで行うと、特に大きな効果がある。
ブックスタート事業	平成18年度より本市において絵本を通じた保護者と子供の触れあいを進めるため、地域の保健センターで行われる4ヶ月児健診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者に読書活動の意義や価値を啓発しながら絵本を贈呈する事業である。
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状態。ただし、「病気」や「経済的な理由」を除く。
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子供たちと共に行う学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援している。具体的な活動内容は地域によって様々で、各地域で決めている。事業の主な実施主体は玉名市となっている。

2 第３期玉名市教育振興基本計画の策定経過

会議名	開催日	議題
第１回 作業部会	令和元年 ６月 26 日	・計画策定の概要及び体系について ・策定スケジュールについて ・計画の基本理念について ・各課ヒアリングの実施について
第１回 調整委員会	令和元年 ７月 18 日	
第１回 教育委員会	令和元年 ７月 18 日	
第１回 策定委員会	令和元年 ８月５日	
第２回 作業部会	令和元年 ９月 30 日	・玉名市教育振興基本計画素案について ・数値目標について ・パブリック・コメントの実施概要について
第２回 調整委員会	令和元年 10 月 21 日	
第２回 教育委員会	令和元年 10 月 21 日	
第２回 策定委員会	令和元年 11 月７日	
第３回 作業部会	令和元年 11 月 15 日	・玉名市教育振興基本計画案について ・パブリック・コメントの実施について
第３回 調整委員会	令和元年 11 月 28 日	
第３回 教育委員会	令和元年 12 月 13 日	
第３回 策定委員会	令和元年 12 月 16 日	
パブリック・コメントの実施	令和２年 １月６日 ～ ２月５日	・計画案についてのパブリック・コメントを実施

3 教育振興基本計画策定委員会名簿

分類	所属	氏名
学識経験を有する者	九州看護福祉大学　教授	嶋　政弘 （委員長）
学校関係者 （小・中学校の代表）	玉名市校長会　会長 （有明中学校　校長）	三次　圭介
学校関係者（幼・保の代表）	玉名市私立保育園協会代表 （敬愛保育園　主任保育士）	小岱　優子
社会教育関係者	玉名市 PTA 連絡協議会　会長	大下　綱紀 （副委員長）
社会教育関係者	玉名市社会教育委員　委員長	坂本　健二郎
社会教育関係者	玉名市図書館協議会　委員長	上原　優子
社会教育関係者	玉名市体育協会　会長	日田　匠
社会教育関係者	玉名市文化財保護審議会　副会長	沼垣　堅基
社会教育関係者	玉名市食生活改善推進員協議会 会長	伊藤しげ子
その他教育委員会が適当と認める者（玉名市内企業誘致等）	愛三熊本株式会社　代表取締役社長	尾崎　洋

4 教育振興基本計画策定委員会規則

〇玉名市教育振興基本計画策定委員会の組織及び運営に関する規則

平成２７年３月３１日
教育委員会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成２７年条例第２号）第６条の規定に基づき、玉名市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第２条　策定委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

３　委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第４条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　第３条第１項の規定にかかわらず、この規則の施行後及び玉名市附属機関の設置等に関する条例第５条第１項に規定する任期が満了した後最初に開く策定委員会の会議については、玉名市教育委員会が招集する。

第３期　玉名市教育振興基本計画

発行年：令和２年３月
発行者：玉名市教育委員会
〒865-8501　熊本県玉名市岩崎 163
ＴＥＬ：0968-75-1133　ＦＡＸ：0968-75-1138
E-mail：kyoikusomu@city.tamana.lg.jp
ＵＲＬ：https://www.city.tamana.lg.jp/
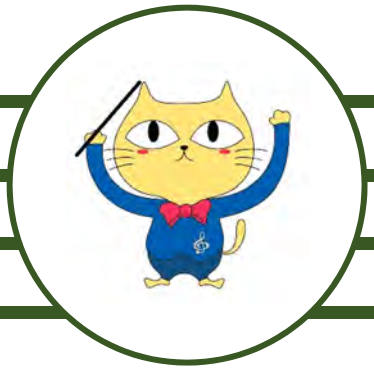
75th
Kumamoto
Prefectural
Athletic Meet
2020
TAMANA